

平成26年第2回東大和市議会定例会会議録第15号

平成26年6月10日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	広沢光政君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	総務管財課長	東栄一君
市民課長	山田茂人君	保険年金課長	嶋田淳君

納 税 課 長 中 山 仁 君
市民部副参事 小 川 泉 君
保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君
生活福祉課長 尾 崎 淑 人 君
環 境 課 長 関 田 孝 志 君
都市計画課長 神 山 尚 君
学校教育課長 岩 本 尚 史 君

産業振興課長 乙 幡 正 喜 君
子育て支援課長 高 橋 宏 之 君
子ども生活部
副 参 事 井 上 誠 二 君
福祉部副参事 長 瀬 正 人 君
環境部副参事 中 野 哲 也 君
建 築 課 長 中 橋 健 君

議 事 日 程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時31分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 中間建二君

○議長（尾崎信夫君） 昨日に引き続き、18番、中間建二議員を指名いたします。

○18番（中間建二君） おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして一般質問を続けさせていただきます。

高齢者見守りネットワークの推進状況について再質問をさせていただきます。

当市において、このネットワークの構築が進められていることは、大変に喜ばしいことだと思っております。登録いただいている各団体というのは、それぞれ日常業務の間で御協力をいただいているかと思っておりますけども、当然のことながら業務内容も異なり、また活動時間といえますか、業務時間も当然異なるわけですけども、当市としてこのネットワークに登録いただいている団体に対して、どのような活動といえますか、視点を持ってこの見守り活動をお願いしている形になっているのか、このあたりの状況についてお尋ねをしたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 高齢者見守りネットワーク～大きな和～に関しての御質問をいただきました。当然のことながら、今御質問者がお話ありましたとおり、各協力団体、事業者さん、それぞれの事業活動の中においてお気づきの点、多々あると思っております。そういった点についての情報を、さりげない見守りを通した中で、市のほうにいただければということをお願いしているところでございますが、ただ御協力をいただいて参加をいただくというだけでは、やはり機能が十分働かないかなという部分もございます。市、それから社会福祉協議会、ほっと支援センター、こういったところが事業者の方々と直接お会いして、連携していくというようなことが非常に重要なのかなと考えてございまして、そんなことから平成24年度から社会福祉協議会のほうにコーディネーター役をお願いいたしまして、年1回、事業者の皆さんの連絡会というのを開催させていただいております。そちらの連絡会におきまして、さまざまな情報交換、当然事業者さんごとのお持ちになっている情報ですとか、それからケース、そういったものを共有化していくということで、まあ事業者さん同士、そして市、社会福祉協議会、ほっと支援センター、そういったところとの連携を図っていくというような取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） じゃ、これまでのネットワークの活動の中で、具体的に高齢者の異変等に気づいていただいて、市や、また地域包括支援センター等に情報提供いただいたような事例とか、内容とかっていうものについてはどのようにしているんでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 実際に市、包括、そういったところに通報いただいたというケースといたしまして、件数的には平成23年度が2件ほどございました。それから24年度も2件ほど、あと25年度に入りまして16件というケースになっております。内容的には、郵便ポストに新聞がたまってますよ、そういったケース。それから平成25年度に16件と非常に件数多くなっておりますが、こちらにつきましては金融機関からの通報でございまして、複数回の通帳の紛失、こういったものが特定のある方が多いということで、不審に思っ

絡をいただいたというようなことで、金融機関等においてもそういった気づきを連絡していただいているというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 昨日お尋ねした地域包括ケアシステムにも関連しますけれども、また認知症の見守りについてということについても大事な視点になってくるかと思えますけれども、当市でも取り組んでいただいている、例えばこの認知症サポーターの養成講座なんかを、このネットワークの各団体、登録団体に対して受講していただくような取り組みはなされておりますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 認知症サポーター養成講座の関係でございますが、協力員として既に大きな和に参加させていただいてます事業者単位、例えば先ほどお話ししました金融機関ですとか、そういった団体につきまして、もう既に認知症のサポーターの研修を受けていただいているという団体もございます。それ以外の受けていられない団体としましては、通常の業務時間等もございますけれども、今後、先ほどお話しした連絡会を通じまして、積極的な参加というものを呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 既に当市の取り組みとして、この高齢者見守りネットワークの活動は進んできているかと思っておりますので、今後とも協力団体を募りながら、ぜひ今御答弁いただいた認知症の見守りについてということについても、そのような視点を持って、また強力な体制をぜひ構築していただきたいと思いますと思っております。

続いて、この家庭ごみの戸別収集に伴う活動の充実ということでお尋ねをしておりますけれども、市長答弁では、今後、当市におけるこの戸別収集に伴って、戸別収集を行っていただいている組合等に対して、このネットワークに加入をしてもらう方向、方針だということで御答弁をいただきました。私が考えますに、これまでのネットワークに登録していただいている団体と、それから今回の家庭ごみの戸別収集を行っていただく組合とは、若干違ってくるのかなというふうに考えておまして、例えば家庭ごみの収集については、当然のことながら、毎日とは言いませんけれども、非常に頻度の高い業務でありまして、また基本的には全ての世帯を収集に回っていただくということで、今までの登録団体とは格段に、市民と接する機会が高くなるというふうに考えております。

それから、またそのごみの収集ということでは、まさにそのごみが出ているのか、出していないのかということで、いわゆる異変と言われるものに気づきやすいような業務でもあるのかなというふうにも考えております。

それから、またもう一方、今までのネットワーク加盟団体というのは、基本的には通常の業務の中で高齢者の見守りに協力をしていただくという、まあある意味ではボランティアといいますか、善意の中で市の施策に協力をしていただいているということになるかと思えますけれども、またこのごみの戸別収集ということについては、直接市が組合や業者に対して委託をして業務を行っていただいているという、そういう関係もあろうかと思えますので、今まで以上に一步踏み込んだ、今回は取り組みが期待できるのではないかというふうに考えておりますけれども、この点についての市の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 本年8月から収集体制を見直しをさしていただきまして、原則、戸建ての住宅が中心になりますが、戸別収集を導入いたします。おおむね週3回から4回程度、特に可燃ごみ、容器包装プラスチック、不燃ごみを中心になるかというふうに思っております。基本的には、現在、戸別収集ということで、事業者といろいろな打ち合わせなども行っておりますが、基本的な委託自体が、収集運搬を支障なく行ってい

ただ、ということが中心でございます。ただ、しかしながら今議員からお話がありましたとおり、近年、マスコミなどでも騒がれておりますけれども、認知症の高齢者の行方不明の問題ですとか、そういったところもございまして、そういったことも含めまして、市長からの答弁のとおり、この高齢者見守りネットワーク～大きな和へのほうに、御協力をいただけるように、もう既に調整がおおむね進みつつございます。それらのことから、週3回の中でごみが出てないようなケースにつきましては、御一報いただけるような形になればというふうに思っております。

ただ、市としての委託につきましては、先ほどお話をさせていただきましたように、収集運搬が基本的なベースでございますので、ここがおろそかになりますとちょっと問題になりますので、今後につきましても組合のほうとどのようなことができるかどうかも含めまして、調整をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） 例えこのごみが出ている、出ていないということの異変に気がついた場合に、基本的に高齢者の生活支援というか、見守りをしていく上では、当市ではほっと支援センターが中心になろうかと思っておりますけれども、ほっと支援センターとの連携を図りながら、仮に個別に異変と思われる事態、状況が発生したときに、ほっと支援センターが対応していくということによろしいのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今議員のほうからお話ありましたように、第一義的にはほっと支援センターが対応してまいりますが、ケースに応じましては市のほうがともに行動するというようなケースもございまして、

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今回、家庭ごみの戸別収集の前提として、いわゆる収集袋の有料販売、有料化ということが同時に並行して行われるわけでありまして、当然これはスタートはまだこれから、今準備段階でこれからスタートするわけですが、やはり一方で、このごみの減量施策ということについては、多くの市民が理解を示していただきながらも、やはり今まで無料で収集をしていただいたものに対して、費用を負担していくということについてのやはりこの反発というか、そういうものも当然これはあるかと思っておりますので、この戸別収集によって市民の利便性が向上する、またごみの減量につながっていく、こういうところは当然理解をしていただかなければいけませんけれども、また一方でこの戸別収集を行うことによって市民生活を支える、高齢者の見守りについても、市としても、また収集業者に強く協力を要請をしていく中で、市民の日常生活を支えていく一助になっていくと、こういう視点も大事ではないかなというふうに考えておりますので、この家庭ごみの戸別収集に伴う高齢者の見守りネットワークの強化ということについて、ぜひそのような視点を持って取り組みをお願いしたいというふうに考えておりますが、再度、御答弁いただきたいと思っております。

○環境部長（田口茂夫君） 議員がおっしゃるとおりでございます、有料化、戸別収集ということに関しましては、市民の皆様の多大なる御協力、御理解をいただかないことには、スムーズにいかないというふうには思っております。そういったことで、この制度的な変更とともに、この収集運搬の変更で、個人の情報やプライバシーにも配慮しながら、事業者の方々と、また他市の状況等も、先駆的に行っている自治体等もございまして、情報収集をさせていただきながら何ができるか、どういったことに、市民にとって一番よりよい形になっていくか、それとともに収集運搬が適切に行われるかというところも加味しながら、調整をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、次の項目に移らせていただきます。

やまとスタンプでの市税等の納付についてお尋ねをしておりますけれども、このやまとスタンプを発行しております東大和スタンプ商業協同組合からは、このやまとスタンプを活用した市税等の納付について、市のほうへの要請なり要望なりというのは出ておりますでしょうか。

○納税課長（中山 仁君） スタンプカードによる市税の納付の要望につきましては、平成25年、昨年8月にスタンプ商業協同組合会長が産業振興課及び納税課に御来庁いただいたときに、口頭で活用についての要望をいただいております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そういう中で、昨日の市長答弁では、このカードを活用した市税等の納付については、困難であるという御答弁でありましたけれども、市のほうとして、この納税に活用することが難しい、その理由について御説明をいただきたいと思います。

○市民部長（関田守男君） 昨日、市長のほうからも、地方自治法の解釈からというようなことで、難しいというような御答弁をいただきました。御承知のとおり地方公共団体の収入は、現金によることが原則となっております。一方で、地方自治法では例外的に口座振替やクレジットカードによる方法が定められております。しかしながら、このスタンプカードというような地域的な限定された利用方法にあるものについては、この定めがございません。したがって、このスタンプカードを使って税を収納するというのは、困難であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 先ほど3番目のヘルスケアポイントの質問を飛ばしておりますので、ちょっと先にこのやまとスタンプのことについて再質問させていただきます。

今御答弁をいただいた中で、地方自治法の解釈から難しいということですが、じゃ例えばこの市役所の中には、りそな銀行の窓口がありまして、そこで税の収納業務等を行っていただいておりますが、そこでの対応ということについてはできないのでしょうか。

○納税課長（中山 仁君） まず庁舎内のりそな銀行派出所窓口は、公金以外の現金を取り扱う業務はまず行っておりません。またスタンプカードを換金する場合は、スタンプカードと通帳を御持参いただき、通帳へ入金するという形になりますが、この派出所は記帳する設備がございません。こうしたことから、現状では実施が困難であるという形で考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 昨日、壇上で申し上げましたように、このやまとスタンプを活用した産業振興ということで、市内の多くの商店が加盟をしているこのやまとスタンプの活用を促進することで、この産業振興につなげていただきたいということでお尋ねをしておりますけれども、じゃこの市税の納付以外に、市の業務としてこのカードの利用促進については、どのような考えを持っていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市税の納付以外でのスタンプカードの利用促進策でございますが、本年3月15日から4月29日まで、郷土博物館、プラネタリウムのリニューアルイベントの一環として、スタンプカードをお持ちの方にプラネタリウム無料参観券を配布し、入場無料といたしました。これはプラネタリウムリニューアルを市民に周知するとともに、スタンプ商業協同組合会員の商業者の活性化を図るために実施いたしました。また、余り知られていませんが、こうした活用のほかに、スタンプカードの裏面についてあります助成券の

活用が考えられます。お客様がスタンプカード加盟店で買い物をし、満点カードで代金を支払った後に、その加盟店からスタンプカードの裏面の助成券を切り取って、返却してもらうことができます。お客様は助成券を集めて、やまとカードの登録団体へ持参いたします。登録団体とは、PTAや福祉団体などの約20団体が、スタンプ商業協同組合に登録されています。登録団体では、皆様から集まった助成券を30枚張った台紙を、スタンプ協同組合に持参いたしますと600円の換金ができます。これが登録団体の活動資金の一部となりまして、結果としてスタンプカードが社会貢献の一助となるものとなっております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） このプラネタリウムのリニューアルイベントについては、私どもも参加をさせていただいたわけですが、そこでこのスタンプカードでの入館についてのPRもされておりましたが、結果的にこのときには、このやまとカードを活用した無料観賞券というものについては、実績としてどのようになっていたのか。また、いわゆるこの費用負担という面ではどういう形になっているのか。この点について確認したいと思います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 先日のプラネタリウムのリニューアルでは、108枚の無料参観券を発行いたしました。観覧者は105名でございました。費用負担につきましては、郷土博物館のほうで無料ということで入場させていただきました。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 実質的に市のほうで入館料というか、観覧料を負担していただいたということになるかと思しますので、そのような形でカードの利用促進を支えていただいたということについては、評価をいたしますけれども、今回このプラネタリウムでの観賞券での活用ということができたわけですが、具体的にやはり市の行政の施策としても、このスタンプカードの利用促進について、やはり今回のプラネタリウムでの活用とあわせて、さらに市内の消費喚起につながるような取り組みとして、何か取り組みを行っていく必要があるのではないかと考えておりますけれども、市のほうでのお考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

○市民部長（関田守男君） スタンプカードの利用促進ということでございますけれども、この運営は東大和スタンプ商業協同組合が行っておりまして、この加盟店が年々、小売業の閉店でありますとか、あるいは後継者不足等によりまして減少してるという状況でございます。こうした中にありましても、この団体として主体的に、例えば産業振興まつりへの参加でありますとか、アミューズメントパーク等のチケットのプレゼントというような、さまざまなイベントを企画して、利用促進を図ろうとしているというところでございます。市におきましても、この消費喚起を促し産業振興を図るというところで、このスタンプ商業協同組合と連携しまして、幅広い視点で何ができるかというところを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ちょうど今、この商工会、またスタンプ商業協同組合でも、6月2日から6月16日までの間でスタンプラリーが行われているようでありまして、先日、議会中のお昼の出前のときにも、そのような資料が届けられたところであります。さまざまな努力を既に行ってるわけですが、繰り返しになりますが、市としても市内商業の活性化、産業振興、またひいては買い物弱者対策につながるという視点で、しっかりとバックアップを進めていただきたいというふうに考えております。

それで、この点についてもう一点お尋ねしておりますのが、子育て家庭を応援する活用方法ということでお尋ねをしております、この点についても過去の一般質問において、このやまとスタンプの活用についても、

検討していきたいというような御答弁をいただいたところでございます。繰り返しになりますが、このやまとスタンプカードの利用促進を図る一つの方法として、この子育て家庭の支援とあわせて市内商店での活用、利用促進ということについても、ぜひ検討を進めていただきたいと考えておりますが、再度お尋ねしたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 他市及び県レベルで、このような子育て支援のカードを導入いたしまして、活用しているところは承知してるところでございます。カードと子育て支援と、やまとスタンプカードと子育て支援カードというのを併用するというのは、なかなか難しいのかなというような問題もあるようでございますので、今後も引き続き産業振興部署とともに検討したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○18番（中間建二君） 市の中でさまざまな施策、方向性があるかと思えますけれども、ぜひ縦割りではなく横の連携の中で、有効な施策を生み出していきたいというふうに考えております。

ちょっと飛ばしたところに戻りまして、健康増進計画にヘルスケアポイントの考え方を反映してもらいたいということでお尋ねをしておりますけれども、市長答弁では計画に反映できるように検討を進めたいということで、御答弁をいただいたところでございます。このヘルスケアポイント制度については、市民の健康づくりへのインセンティブを働かせていく上で、私は大変に大きく役立つものであると考えておりますけれども、この点についてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市民が健康で生き生きと生活できて、意欲を持ってみずからの健康づくりを取り組んでいただくというには、やはりその意欲を喚起する何かしらの仕組みづくりが必要であるというふうには考えております。それには、やはりそういったことがやりやすくなる、誰もがどこでもそういう自分の健康づくりを考えられるような環境整備が必要となりますが、先ほど来、市民部や子ども生活部のほうからも御答弁させていただいておりますとおり、行政の中でもさまざまな部署がかかわってまいりますし、市民、地域、企業、それから商店、関係団体等、さまざまところが連携してともに取り組んでいただかないと、なかなかこれは前に進めないというものではないかなというふうに思っております。そういった条件整備も必要となりますことから、今後、健康増進計画の中ではそういったことの検討等も含めて、その中に入れてはいきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今、部長のほうで御答弁いただいたような、インセンティブを働かせていく上では大きな効果があるという認識の御答弁でありましたので、また国のほうでも、このヘルスケアポイント制度について、制度化していくということの方針が示されております。ぜひこの健康増進計画の中に、しっかりと方向性を明記していただく中で、健康寿命の延伸につながるような仕組みづくりを、しっかりと取り組みをお願いしたいと思います。部長のほうから、横の連携も必要だということでもございましたので、市長、副市長の認識をしっかりと持っていただいて、この施策を進めていただきたい、このように考えております。

最後に、ちょこバスのルート変更の検討状況について御答弁をいただきました。それで、先日、この定例議会の開会前に、議員に対して、この現状のルート変更、地域公共交通会議での検討状況について情報提供をいただいておりますが、ルートの若干の修正等とあわせまして、この運賃の見直しについて初めて情報提供をいただいたような形になっております。このちょこバスのルート変更に伴う運賃の見直しについては、どのような状況になっているのか御説明をいただきたいと思っております。

○都市計画課長（神山 尚君） ちよこバスのルート変更に伴う、あわせての運賃の改定のお話でございますけれど、先月の地域公共交通会議におきまして、運賃の改定について協議いたしました。その結果、民間の路線バスの初乗り運賃に合わせて180円とするというような内容で承認を得ております。

以上です。

○18番（中間建二君） 若干この運賃の見直しについては、議員としても唐突感を持つてゐるわけですが、このタイミングで、この運賃の見直しについて決定をしていったということについての審議の状況というか、どのような検討を重ねた中でこのような結論に至っているのか、この点について御説明いただきたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今回立ち上げました地域公共交通会議の中では、協議の当初から収支の関係についても改善をしていく必要があるだろうという御意見をいただいております。その中で、またルートにつきましても、駅に入るといったようなことから、既存の民間のバス路線に与える影響もあるということで、そこについては同等の運賃設定といったようなことも、検討も必要だろうということで御意見をいただいております。ただ、最初に計画というか、協議していくのは、まずルートについてある程度の合意を得られるような検討を行い、その後で運賃についても一緒に考えていこうというような、段階を経た協議をしていこうというようなことから進んでいったものでございまして、地域公共交通会議の御意見の中では、今までワンコインでやってきた100円といったものの踏襲の必要性といったような御意見もございました。ただその中で、また運行についてかかる経費があるということで、応分の負担といったものはいたし方ない部分ではないか、市といたしましても、この事業を継続していくためには、それなりの費用負担といったものも必要ではないかというような説明をさせていただき、協議が調っていったという経過がございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 過去のこの運行ルートの見直しの中で、まあ利便性の向上ということでルートを広げたわけですが、結果としてなかなか利用者が伸びなくて、市のほうの持ち出しがふえたような形に結果としてなってしまったわけですが、現状ですね、現状のルートでの市の今の一般財源の持ち出しの状況と、また今回、新たにルート変更、また新しい循環路線もできる中で、料金についてもここで180円ということで示されたわけですが、このことによって、この見通しとして市の一般財源のこのちよこバスの運行にかかわる市の負担というものは、どのようになっていくというふうに推計をしていらっしゃるのか、この点についてお尋ねいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 現行のルートと、それから見直し後のルートの収支の関係でございますけれど、見直し後につきましては運賃を180円という改定の前提での数値でございます。現行ですと、大体4,000万円弱ぐらいの補助金額ということになりますが、見直し後につきましては便数の増とか増車とかサービスの向上を図っております関係で、補助金の額が大体それにプラスして300万円から350万円ぐらいのプラスになるというような見込みでおります。

以上です。

○18番（中間建二君） そうすると、この料金を100円から180円に見直したとしても、今のルートでの一般財源負担よりも、さらに市の負担としてはふえていくということで、再度確認をさせていただきたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 補助金の額でありますけれど、今回の見直しによりまして、利便性が大きく向上するものと考えております。バス1台を増車いたしまして、循環ルートに加えて往復ルートを新設いたします。これによりまして便数が、現行の26便から40便以上にふやすことが可能であります。また便数も、少なく

とも1時間に1本の便を確保することができます。それから駅へ乗り入れるというような利便性の向上もありまして、そういったこともありまして補助金の額は、現行の額よりも300万円ちょいぐらいふえるというような推計であります。

以上です。

○18番（中間建二君） そうしますと、この利便性の向上が、今回、図れるということについては、大きな成果であるかと思えますけれども、市の持ち出しがふえてしまうということに対して、どのように対処をしていくのか。当然この運賃も100円から180円ということで、民間のバス並みの負担ということになるわけですので、なかなかそれ以上、上げていくということについては難しいかと思えますが、やはりこれからこの新しいルートにしていく中で、このバスを定着させていくためには、通常の今までの利用者のみならず、より多くの市民の方に、このちょこバスを使っていただくということに対しての意識づけを、やはり持っていただかなければ、なかなか長期的にバスの運行をしていくということがかえって難しくなってしまうかということをお心配しておりますけれども、この点についてはどのように認識をしていらっしゃるでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま都市計画課長のほうからは、市の補助するというか、負担額がふえるという額でのお話をさせていただきました。そういう見方もございますが、事業といたしましては、利用者がふえるといったようなことを見込んで、収支率的な想定をしてみますと、現行では30%を割る収支率になっておりますけれども、180円にした場合、需要予測を立てておまして、それはルート変更をする前、一番利用されていたぐらいには利用率が戻るのではないかといったようなところで需要予測を立てました。それによりまして、40%を少し超えるぐらいの収支率にはなるのではないかという見込みを立てております。

この収支率につきましては、なかなかそれを目標にするということは難しい。実際に利用されて、結果としてついてくるものだというふうに把握してございますが、このような市が公共交通を運行していく面では、その収支率の目標をどこに置いたらいいかといったようなことって非常に議論が難しい部分でございますが、例えば利用できない方もいますけれども、例えばその収支率が50%ぐらいであれば、その事業はとんとんとして、市が継続していく事業というふうに認められるのではないかといったような気持ちも持っております。それに近づけていきたいという希望もございまして、ある程度、収支率、持ち出す額はふえますけれども、利用がふえるといったようなことで収支率が上がっていく、事業の効果としては改善することが期待できますので、そういったことを説明していったら、継続していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 収支率は改善を図っていく、それはそれで当然大事でありますので、そのような視点を持って進めていただきたいかと思えますが、また一方で、この繰り返しになりますけれども、ちょこバスをこれからも長く市民の生活を支える市が行う公共交通として、市民生活を支えていく事業として、またますます高齢化が進んでいくということが、私の一般質問でも申し上げておまして、世の中的にそういうことをずっと今、人口減少社会の中でそういう方向性が、さまざまところで指摘をされている中で、やはり長期的にこのちょこバスを支えていくためには、やはり多くの市民にとにかく利用していただかないと、せっかく市が努力をしていいルートで走らせたとしても、市民に乗っていただかなければ、やはり長続きはしないわけですので、そこの工夫を今回のこのルート変更とあわせて、市としてもより一歩踏み込んで、どうすれば市民がもっとこのちょこバスを使っていただくのか、利用していただけるのか、こういう視点を持って取り組んでいく必要があるかと思えますけれども、この点について再度伺いたいと思えます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今回の地域公共交通会議の議論の中でも、そのような視点の意見等いただいております。市のほうでも、今回の見直しに合わせまして、例えばバス停に副停留所名をつけ、公共施設の最寄りのバス停であるといったようなことをPRするといったようなことを含めまして、このバスでどこに行けるかといったことをよりわかりやすくするといったようなことにも、努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） さまざまな意味で、まあ地域公共交通会議でいろんな角度で議論をしてきた中で、やはり市民に使っていただかなければ続かない事業だということについて、強く私としては指摘をさせていただき、またそのために市としても努力をいただく。そういう中で、この新しいルートでのスタートを円滑に切っていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 西 川 洋 一 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、2番、西川洋一議員を指名いたします。

[2番 西川洋一君 登壇]

○2番（西川洋一君） 一般質問をします。

1、子ども・子育てについてです。

「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。」との書き出しで始まって、国の発行するパンフレットは子ども・子育て支援新制度について説明をしております。この目標のようになることを願うものですが、新制度は多くの問題点があります。

市が行いました子ども・子育て支援調査によると、答えた方の37%、約40%が利用していないと。それから利用していない理由のうちの30%が、利用したいが空きがない、利用したいが経済的理由で利用できない、利用したいが延長や夜間の時間帯の条件が合わないという理由をもって、利用していない方が28.6%。ですからおおむね回答した方が、500名のうちの1割、50名近くですか——が、まあ条件が合えば利用したいという、そういう願いを持ってるとということが調査結果からも出ているところです。こうした人たちの希望に沿うような制度になることを望むわけです。

ところで、この新制度については、内閣府の子ども・子育て会議で、事業の内容、基準が現行より下回るのではないかと疑念が相次いでいるとの報道もあります。また、関係法ができてから2年近くなりましたが、新制度についてよく知られていないというのが現状です。

そこで、お聞きするわけですが、①新制度の内容、現状との違い、保護者負担はふえるのか、今後のスケジュール、財源についてお伺いをします。

②保育園入所待機児の解消は認可保育園の増設によって行うべきですが、どうでしょうか。

2つ目が、自然再生エネルギー活用施策の推進です。

この問題は、また引き続いて市長にこの実現を求めて質問するわけですが、よろしくお願ひします。

①太陽光発電等自然再生エネルギー利用機器等設置に助成制度の創設を求めます。

②市は自然再生エネルギーの活用の必要性を認めているところです。にもかかわらず、なかなか助成制度の創設へ進めないのは何が問題なのか、お伺いするものです。

これまでの議論の中で市長が答弁しますのは、自然再生エネルギーの活用の問題は必要であり、重要だという内容での答弁をされてると思います。しかし、これを推進する上で、費用をかけないで推進することを検討したいというふうにも述べてるようで、そういう答弁がありましてから少し時間がたちましたので、何かいい検討がされたのかなということもお聞きしたいと思います。

以上がこの場からの質問です。よろしく申し上げます。

[2 番 西川洋一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、子ども・子育てについてであります。新制度につきましては現在、平成27年4月の開始に向けて東大和市子ども・子育て支援会議におきまして、審議等をいただきながら準備が進められているところであります。新制度の内容といたしましては、幼稚園、保育園に加えて認定こども園の普及を図ること、また新たに地域型保育を新設し、待機児童の3歳未満児の保育をふやしていくこととされています。詳細につきましては、後ほど担当部長から説明をいたします。

次に、保育園入所待機児童の解消は、認可保育園の増設によって行うべきについてであります。近年、当市におきましては積極的に民間保育園の施設整備を進めてまいりました。現在、市内には公立、私立合わせて16園の保育園が設置されているところでありますが、市の人口規模や面積、少子化の状況等を考慮の結果、現在は新たな保育園の増設等は考えておりません。既存の施設の有効活用等により、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、自然再生エネルギーの利用機器等設置に対する助成制度の創設についてであります。現在、太陽光発電などの自然再生エネルギー利用機器に対する助成制度は導入しておりません。しかし、低炭素社会の実現のためにも効果的なものでありますことから、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、助成制度を創設するに当たっての問題についてであります。国や東京都による補助制度もない中、この補助制度を実施するためには財政負担が生じることとなります。環境保護という観点での自然再生エネルギーの必要性は認識しているところでありますが、より財政負担の少ない方法等を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○子ども生活部長（榎本 豊君） それでは、私からは1の①について御説明申し上げます。

初めに、新制度の内容についてであります。本制度は平成24年8月に成立しました子ども・子育て関連3法に基づき実施される子ども・子育て支援に関する新しい制度であり、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消などを目指しております。

新制度の主なポイントを3点、申し上げます。1点目は、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園の普及を図ることです。具体的には幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続を簡素化することにより、施設の整備と幼児教育、保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図るとしてあります。

2点目は、幼児期の学校教育、保育に関する新たな給付制度である施設型給付と地域型保育給付が創設されることです。これまで幼稚園や保育所などに対し、個別に行われてきた公的な財政支援について、共通の施設型給付が創設され一本化されます。また市が認可権限を持つ地域型保育給付が創設され、ミニ保育園で

ある小規模保育、保育ママ、ベビーシッター、事業所内保育の4つが公的な財政支援の対象となります。

3点目は、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることです。新制度は保育が必要な子供のいる家庭だけではなく、全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、子育て相談、一時預かり、学童クラブ、病児・病後児保育、妊婦健診等が地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、充実を図ることです。

次に、現状との違いではありますが、今申しあげました3点のポイントに加えて、基礎的自治体である市町村が、こうした子育て支援策の実施主体となったことでもあります。市は地域のニーズを調査し、ニーズを反映した事業計画の策定が義務づけられています。市は期間を5年間とするこの事業計画に基づき、保育行政を計画的に進めていくこととされました。こうした子育て支援に関する財源につきましては、消費税の値上げ分という財源によって確保され、社会全体による費用負担となります。また施設等の入園手続きに関しましても大きく変わります。具体的には、幼稚園、保育園、小規模保育や保育ママなどの利用を希望する保護者の方は、市に申請して保育の必要性の認定を受けていただき、市からは認定結果に応じた認定書を発行いたします。そしてその認定された保育の必要性の有無や、必要量に応じたそれぞれのニーズに合った施設やサービスを利用するようになります。

次に、保護者負担についてですが、新制度における利用者負担は所得に応じた応能負担となります。現行の負担水準や保護者の所得の状況に応じて、国が定める基準を上限として市町村が地域の実情に応じて定めることとなります。具体的には、教育標準時間認定を受ける子供については、現行の幼稚園奨励費を考慮して、また保育認定を受ける子供については、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して、公定価格という国が決める基準がベースとなります。先月末、5月末にこの公定価格の仮単価が公表されましたので、今後、現行の利用者負担水準を十分考慮しながら、利用者負担額を検討していきたいと考えております。

次に、今後のスケジュールですが、まず市の子ども・子育て支援会議の中において、事業計画の中間取りまとめを今秋ごろ、この秋ごろまでに行い、その後、パブリックコメントや市民説明会等を経た上で、今年度中に計画を策定いたします。また来年4月からの新制度の施行に向けて、幼稚園、保育園、小規模保育などの運営に関する基準や、小規模保育や保育ママなどの認可を初めとした各種基準等を、条例や規則等で定める必要がございます。これらの基準等につきましても、現在、市の子ども・子育て支援会議で審議していただいているところであり、本会議の結果を踏まえ、条例化が必要なものに関しては9月議会を別途御審議いただく予定であります。また本年度、秋ごろから来年度の施設、事業の利用申し込みにかかわる認定などの具体的な手続を開始する予定となっております。

最後に、財源についてですが、新制度にかかわる財源を国は消費税の増税分のうち7,000億円を充てるとしております。このうち4,000億円程度は、最優先課題である待機児童解消等のため、保育等の量の拡充に要する費用であります。保育等の質の改善のための費用として予定されているのは、3,000億円程度となる見込みであります。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） それでは、再質問します。

再質問に入る前に、私どもの都議会議員事務所で、子育て・仕事・暮らしアンケートというのをとりまして、回答が約500通余りを超え、そのうち東大和の部分抜き出して、そしてその中から子ども・子育てに係る部分もありましたので、その声をまず御紹介したいと思います。そういう声に沿って、これからの施策が推進で

きるように願うものです。

「契約社員なので産休や育休がない」「第2子をと考える余裕がない」「仕事はプロ意識を持って続けたい」「子供を預けるところがなくて苦勞した」「第2子を考えるなら仕事をやめなければと思うと、思い切れない」、こうした声が寄せられました。

また、「正社員と同じ時間、同じ内容の仕事をしているけれども、契約社員ということで給料が安い」という方です。この方は、「2人子供がいるんですが、2人なのに別々の保育園なので移動に時間がかかる」、こうした声が寄せられました。「子供をもう1人、2人と欲しいのだが、世間的にお金がかかるということでちゅうちょしてしまう。子育てにお金がかからないような政策をお願いしたい」ですね。

それから、これは「SEとして働いてる」って書いてありますから、システムエンジニアでしょうかね。本社から来る人のもとで働いているようですが、この方は、「子供がいる女性が働きやすい環境を整えてほしい。休みにくい環境を何とかしてほしい。少子化が日本の最大の問題なので、働く女性で子供がいる人に給料をしっかりとあげることが大切」。

また別の方は、「保育時間がもう少し長いと助かる」という声があります。「幼稚園の費用をもう少し考えてほしい。月に4万円は大き過ぎる」ですね。それから別の方は、「3カ月や半年での契約更新を繰り返す。子供ができたら今の仕事は続けられないのではと不安」。

まあこうした要望と、それからこういう褒めるほうもありました。「保育園は声が上がってきたので、支援が整ってきた気がする」、まあこれは市の施策を褒めてる声でしょうかね、そうした声もあったということを紹介しておきます。ですから、こうした声に応えるような子ども・子育て支援制度になっていくことを願うものです。

それを前提に、まず最初に再質問したいのは、新制度になって自治体が、これまで義務づけられていた保育実施義務、これがどうなるのかという問題です。自治体は保育に欠ける子供に対して、保育所に入所させ保育する義務がある。新制度では、引き続き保育実施義務は法24条で書いてあるものの、同じ2項で保育所や認定こども園または家庭的保育事業等で必要な保育を確保するための措置を講じなければならないということで、実施義務が曖昧になったという指摘がありますけれども、これをどう判断し、そして市はどう対応しようとするかお伺いします。

○保育課長（宮鍋和志君） 児童福祉法の法改正後の条文を見ますと、24条1項に、やはり市の保育実施義務というのがうたわれてございます。1項の中に、保育を必要とする場合において、少し飛ばしますが、「保育所において保育しなければならない。」という文言が入ってございます。これを見ますと、今までと変わらないというふうに考えております。国の説明資料等も見ましたが、保育所での保育は市町村が保育の実施義務を担う、現行どおりという文言がありますので、今までと変わらないと考えております。

民間保育園も、現在と同じように扱って、保護者が市と契約いたします。費用は市から委託費をお支払いします。市が保育料の徴収もいたします。このように、保育園については変わりませんので、保育を必要とする場合における保育実施義務、市にあると考えております。

2項で、保育所以外にも認定こども園や地域型保育も措置する義務、こちらは2項にうたわれてございますが、依然として市の保育実施義務はあるとうたわれてると考えております。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（西川洋一君） 市には引き続き保育実施義務があるということを、改正法の中でも明確にしていると。そういう立場で市は行っていますという、そういう答弁だったと理解します。

それで、自治体の保育実施義務による保育というのは、全国一律の保育所の設備と運営の最低基準以上の条件を整備して行われ、また保育所運営費用は公費負担を原則とすることで、最低基準が維持されることにより、一定の保育が実施されますという指摘がありますが、市の保育義務というのは、こういう考え方で進めるということでもいいですね。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育園につきましては、今までどおりの制度になってございます。市のほうで保護者と市と契約いたしまして、費用は市から委託費を出します。市が保育料の徴収もいたします。新制度につきましては、新しく地域の地域型保育給付ということで、小規模保育とか家庭的保育事業、居宅訪問型事業、事業者内保育事業、こういうのを含めて新しい制度に入らせていただくことになります。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 地域型保育については、これから順繰りにいきますから、一つ一つ、よろしくお願ひしたいと思います。

まあ基本は、今最初に言いました保育所については、私が今、紹介しましたような考え、国の基準に基づいて、それ以上の条件で整備して、そして保育所運営費用は公費負担、こういうことによって保育の水準は最低水準が保障される。そういう考えに基づいて、保育を行政は行っているんだということを確認したいわけですね。それはそうですと、まず最初の保育基準においてははというところで答えたというふうに受けとめたいと思いますが。それはあなたが思ってるだけだよというんじゃないで、それでいいですね。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、保育課長からもお答えしましたがけれども、保育所の制度的には多少変わりますけれども、市が認可する基準等は今までと変わらないということでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） それで私、今回これ、保育のことをやるのは初めてで、いろいろ調べてみて、国のほうの法律の中、文書の中では、「認可保育所」とか「認可保育園」って言葉がないんですね。「保育所」なんですよね。でも我々一般的には、認可保育園、認可外保育園、こういう使い方してます。今、市が答弁しました保育所は、いわゆる認可保育園における保育は、国の定める水準以上で保育することで実施していると。これまでそうだった。でも、しかし施設が足りないの、足りないけども、要求は強いと。何としても、この要望に応えなければならないということで、保育所がいろんな形で出てくる。それが国の基準より下の水準の言うなら保育所ができてくる。これを認可外保育所、こういうふうに私は受けとめたんですけど、そういうことでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 基本的には今おっしゃっていただいたこととおりでございます。認可保育所は、国の基準と都の基準がございしますが、現在、東京都のほうでは都の認可保育園の設備・運営の最低基準、これを満たして東京都として都の認可を受けた保育所、保育施設というのがございます。それが認可保育園ということでございます。認可外保育園ですが、保育施設として運営しているものの、東京都の認可を受けてない施

設、こちらが認可外保育園、保育所ということで解釈してございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） まあ施設が足りなくて、しかし保育実施義務があるんで、何とか保育、公としてもしなければいけない。基準には達しないけれど、そうした施設も利用して保育行政を進めていく、これが今現実ですよね。その保育水準で言えば、国の水準があつて、東京都の水準があつて、東京都の水準は民間については東京都のほうが若干条件が上と。こういう認識持ってますけど、そういうことで東大和はその水準でやっていると、東京都と同じ、こういう認識ですけど、それでいいかどうか、また後で答えてもらうとして。

それだけでは足りないんで、保育ママとか、その他いろいろな保育施設を使って保育を行う。そうかといって余り劣悪なところではいけないので、市も一定の援助をして、そういうものも活用して見ていくと、これが今現実だと。今度の新制度では、第2項において、そうした施設も市が認めることによって、認可することによって、条例です、その法的な施設の中に入れていこうと、こういうふうにも受けとめられるんですが、その2項のところでは保育を必要とする児童に対して、新しい制度であります名前が家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。保育しなければならないじゃなくて、必要な保育を確保するための措置を講ずる。ちょっと言葉つきが違うんですけどね。保育しなければならないから、そういう条件を確保しなければならないというふうに、考え方を一段下げてるというふうに思われます。新制度では、先ほど課長のほうから地域型保育というものできて、そちらも市の認める施設として公の費用から保護者に対して費用を給付できる、そういう仕組みになるんですというふうに言ったんじゃないかというふうに思います。

ということは、本来、国全体の一定の水準があつて、それでは保育し切れないので、その水準よりも下の水準の保育施設で保育を実施している。これが現実だから、法を現実に合わせるというような感じで受けとめられるんですが、どうでしょうか。東大和の保育については、これまで、いわゆる認可保育園については国水準よりも若干上の水準というふうに、私、受けとめたんですけど、それでいいのかどうかと、それから後段の地域型保育の考え方、これを私はそう思ったんですけど、市側はどう捉えているかお聞かせください。

○保育課長（宮鍋和志君） それでは、前段の部分の国の基準と東京都の基準の関係について御説明いたします。

保育所の設備・運営の基準でございますが、認可権者は東京都、今なっておりますが、国の基準と東京都の基準がございます。東京都の設備・運営基準は、国が定めた設備・運営基準を標準として、東京都が別に定めておりまして、多少条件が上回ってございます。

内容としましては、例えば乳児室、ゼロ歳児のお部屋ですね、必要面積ですが、国のほうでは1.65平米、東京都につきましては3.30平米となっております。また医務室ですね、国の基準ですと任意でございますが、東京都の基準ですと必置ということになっております。現在、東大和市の保育園につきましては、この東京都の基準に基づいて認可を受けてございます。レベルが高いほうになっていると認識しております。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 西川議員のほうからの御質問の中で、まあ新たに地域型保育を創設するというところでございますけれども、やはり国の考え方、それから私ども市の考え方も、やはり現在のある資源を活用していくということが基本だと思っております。やはり幼稚園と保育園につきましては、3歳以上でございますけれども、たしか平成12年ごろから入所児童の数が逆転をしたというような記事があったと思います。今までは幼稚園が多かったんですけど、今は保育園も多いというようなこともございまして、やはり限られた

資源、特に幼稚園につきましても待機児童解消の一翼を担っていただくということで、まあ教育と保育を一体的にそれを行う施設ということで認定こども園も創設いたしまして、またそれもこの制度の中におきましては推奨していく、推薦していくというものでございます。まあ当市におきましても、新たに地域型保育の中に位置づけられております保育ママとか小規模保育、既にごございますので、そちらのような施設、制度も活用いたしまして、待機児童解消に努めたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 私が指摘した認可保育園、いわゆる保育所、それから地域型保育との考え方の差というのは、まあ私が指摘した内容でほほいいのかなど。ただし、それを市としては、そうした地域型保育の施設についても現在ある資源として活用していきたいと、そういう答弁だったというふうに解釈したいと思います。

そして今、東大和にある保育園ということでは、公立、私立の認可保育園、これは新制度における保育所、ゼロ歳から5歳を受け入れる。それから、幼稚園は幼稚園ですよ。幼稚園は3歳から5歳となっておりますけれども、これは現在ある幼稚園はそのまま新制度でも幼稚園。それから認定こども園ですけれど、これは教育と保育を合体させて両方のよさをとると言ってるんですが、これは専門家からすればいろいろと問題点がある。幼稚園の教師資格、それから保育士資格など混在、そしてまた保育時間等、いろいろ問題があるという指摘がされておりますけれど、これは今、東大和でいえば認定こども園、東大和こども園がこれに当たるのか。それから認定外保育施設、こども学園、これは事業者が申請すれば、それとほぼ同等のものになっていくのか。こういう、東大和にそれをとれば、そういう形になるのかどうかをお聞かせください。

それから地域型保育の中で、家庭的保育、保育ママですね、定員5人以下。これは現在、東大和では家庭福祉員、比嘉保育というんですか——ママ。家庭福祉員、木村保育ママ、これがここに該当するのかというふうに見受けられるんですけども、こういう仕分けになっていくんでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 新制度に伴って、現在の施設がどのようになるかということでございますが、現在、認定こども園、こちらは新しい制度の認定こども園ということで、引き続き移行されるのではないかと考えております。それから家庭福祉員ですね、こちら新しい制度の家庭福祉員のほうに移行になると考えております。それからこども学園さんでしょうかね、こちらは規模からいって認可外保育園ということになるのかなと考えております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） そこで、地域型保育の認可基準と、それからいわゆる保育所の認可基準、これは「すくすくジャパン！ 子ども・子育て支援新制度について」、内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室が出したのがあります。その44ページに、その認可基準等についての比較が載っています。

今、東大和の場合を例にとり、地域型保育のうちの保育ママを例にとりますと、保育所の場合は保育士という有資格者でなければならないわけですよ。まあそういう基準になってます。家庭的保育者、これは保育ママになるのでしょうか。これは「保育士」が「家庭的保育者」という名称になって、米印でこう書いてあるんですね。「市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」というふうになっています。

誤解のないように言っときますけど、今東大和にある保育ママがどうこうって言ってんじゃなくて、その考え方で、保育ママの。新しい基準では、保育士でなくて家庭的保育者が、言うなら保育士の資格がなくても、市が認めればいいですよってことになるわけですよ。そういう理解でいいですね、ここは。新制度では、

○保育課長（宮鍋和志君） 今、西川議員がおっしゃったとおりでございます。市町村長が行う研修を修了した保育士さん、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者、こちらの方が保育ママ、家庭的保育者ということにすることができます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） それから小規模保育事業B型というのが、ここに書いてありまして、ここでは保育士、職員の資格、保育士でなければならない、保育所は全員そうですよね。ところがB型においては、保育士は2分の1以上、だから半数近くは保育士資格がなくてもよいというふうにも読めるんですが、これもやはりそのように理解していいですか。

○保育課長（宮鍋和志君） こちらにつきましても、今議員がおっしゃったとおりでございます。A型につきましては、全員資格がある保育士さんということでございますが、B型につきましては2分の1以上の保育士さんを、資格を持った保育士を確保すると、こういうことになってございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 国の支援制度の認可基準についてはこうなっておりますけれど、東大和市が具体的に、それじゃどうするかということについては、東大和としてこの基準を、いや全部保育士でなきゃだめだよというふうに決めることはできるというふうに思うんですが、そういう理解でいいですか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今後、そちらの基準等は決めていかなきゃいけないということは承知しております。そこで、基準をどうするかということでございますけども、市の子ども・子育て支援会議の中にお示しして御意見等をいただき、審議していただきまして、そちらを参考に決めていくようになるかと思っておりますけれども、やはり現行の認証保育所の基準はクリアしていきたいなというふうには、現状では思っているところでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 今、私のお聞きしたのは、地域型保育において小規模保育事業B型、C型、これは保育士資格がない方もいてもいいというふうに国の基準では定められていますけれど、市としては全員保育士でなければならないというふうに決めることもできますねと聞いたんです。そういう法の上で仕組みになってんじゃないかと。そうではあるけれど、今部長が答えられたのは、子ども・子育て支援会議、東大和の会議において実際これをどうするか今議論してるから、それを見たいというふうに言われたというふうに思ったんですが、その前提ですね、前提。国はこう言ってるけども、市はそれよりも上の水準で決めることができる。これは法の中で保障されてるということでもいいですねということです。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 何か説明が足らなくて、はしょって先ほどお話ししたかなって今思っております。

地域型保育の小規模保育というのは今ありません。というのは、今そちらに移行できるであろうと思われるものにつきましては、現在市内で東京都の認証保育園として認可を受けております2つの保育園が移行可能かなと思っております。それにつきまして、東京都が認可をしてる保育園でございまして、その基準というのが、現行では保育士の資格者は6割以上というのがございますので、その辺が基準になるんじゃないかということで、今は思ってるところでございます。

済みません。その基準というのは、今、国が示しておるのが、新たな小規模保育につきましては50%以上というところでございますので、そこで10%の差がございまして、その差をどうするかというところは議論に

なるかと思えますけれども、やはり現状の基準を下回るということは、やはり安全確保の面からいかなものかなというふうには思っておりますので、やはり現状の認証保育所の認可基準、そちらのほうは遵守していただけたらいいかなというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 国の基準はそういうふうになってるけども、上乘せはできるということが保障されてるというふうに答えた上で、今の水準を維持したいというふうに答えたというふうに受けとめたいと思います。うなずいておられるというふうに見ていいのかしら。その聞いてることに、きちんとこう答えてほしいですよ。

それで、小規模保育事業は現在、東大和にはないということでした。先ほど私の聞き方がまずかったんで、申しわけなかったですけど、今ある施設を新しい施設に振りかえたらどういうふうになるかなって聞いちゃったもんですから、ちょっと誤解があったようですけど。ただ、地域型保育事業についても、新しい制度ではかなり力を入れているようで、もしこういうことを基準として決めれば、例えばその保育ママについては、保育士資格がなくても東大和ではいいんですと決めれば、そういう事業者が参入できるということになるわけですよ。ですから、決めをつくるときにも、保育士でなければならぬというふうにならぬ、きちんと市のこれからの施策の中で決めていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それで、東大和で死亡事故があったかどうか、私、知りませんが、国の事故報告書を見ますと、厚生労働省の保育施設における事故報告というのがありまして、これを見ますと大変数が多いんですよ。その大部分が、ああ大部分と言っちゃ。かなりの部分が認可外保育施設で起きてるというふうに指摘されています。この事故の件数及びその比率などについて、説明していただけますか。

○保育課長（宮鍋和志君） 厚生労働省が発表しているデータを見てみました。保育園における事故等でございますが、25年1月1日から25年12月31日の1年間でございます。負傷件数が143件、死亡事故が19件ということでございました。その内訳を見ますと、認可保育園のほうでは、負傷が135人、死亡が4人、認可外のほうでは、負傷が8人、死亡が15人ということになっております。

これを詳しくちょっと見てみましたけれども、負傷率でございます。認可保育園のほうは、負傷者が135人で、児童数が全国的に221万9,581人ということです。負傷率で割ってみますと0.006%になります。認可外のほうですね。負傷が8名の方ですね。児童数が18万4,959人でございますので、割ってみますと負傷率が0.004%です。これ単純に見ますと、これについては認可外のほうが率は少ないですね、0.004、認可のほうが0.006ですから、逆転というか、率は少ないんです。

ただ、正直申し上げまして死亡率のほうですね。認可のほうは、死亡が4人ですね。児童数が221万9,581人ですので、率にしますと0.00018%になります。認可外のほうですね、死亡が15人でございます。児童数が18万4,959人ですので、率にしますと0.008%です。こういうデータが厚生労働省のホームページに載っておりますが、ただ一つ懸念することがありまして、このデータを見ますと、児童数が認可のほうはゼロ歳から5歳だと思われまして。認可外のほうは、ひょっとしたらこれ、ゼロから2歳じゃないかなと思っております。そうするとゼロから2歳のほうがやはりどうしても死亡される方とか、その率が高くなりがちだということもありますので、単純に比較はできないかなとは思いますが、ただ正直申し上げて、今の単純な比較でいうと、かなり正直言って認可外のほうが死亡率は高いということは、まあ言えると思います。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 今説明いただきましたのは、25年、1年間の分ですかね。同じ冊子で16年から25年までの10年間を見ますと、死亡事故が合わせて143件で、認可保育所において45件、認可外保育施設においては98件というような内容になってるようです。その死亡事故については、突然死症候群という言い方もあるようです。もう一つは、やはり人手不足などの子供に目が行き届かないという点もあるんじゃないかというふうな指摘もあるところで、やはり保育所の保育施設においては十分なる条件を満たした、そうした施設に、新制度になってもしていく必要があるというふうに指摘をしておきたいと思います。

施設のことで、そういうことですね。

それから、保育を希望する人は、これから市に申請するんですかね。申請して、確かに保育の必要があるかどうかの認定を受けると、こうなってますよね。おおむね認定されるんじゃないかって、私は思うんですけど、認定されたら、その認定に従って保育時間が決められると。標準と短時間ですか。ああ、標準と長時間ですか。8時間と11時間というような書き方がありますがけれど、これはこういう制度になって、現状、今預けてる人も改めて申請するわけですよ。そういう人について、必要な保育時間を認められないという方は出てくる可能性はあるんでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育時間の関係でございますが、国の資料を今見ておりますと、保育の提供に当たりましては、主にフルタイムの就労を想定した保育標準時間、こちらは11時間でございます。それから主にパートタイムの方の就労を想定した保育時間、8時間。こちらの2区分に設定されてございます。この2区分のもと、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態に応じて、その範囲で利用可能な最大限の枠として保育必要量を設定するんだということに指針がございますので、例えば今の現在の保育時間をより短くされてしまうとか、そういうことはないというふうに考えております。例えば6時間程度、お仕事されてる方につきましても、通勤時間ですね、通勤時間等も含まれますので、恐らく8時間きちんと、保育短時間ということで認定するとかね、そういう形になろうと思います。現在の保育時間が短縮されるようなことはないというふうに認識してございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） ぜひ、そうお願いしたいと思います。

あと営利事業者の参入にも、今回、道が開かれたというふうに指摘する解説書もあります。これまで市は保育事業者に対して、運営費として補助を出すんですか。公費がそのまま事業者に来る。今度は給付、現金給付って形で保護者にお金が行く。保護者は、そのお金とプラス自分の負担分を事業所に納付、納める。こういう図式ですよ。ただ簡便に、略式もあるんですけど、基本はそうですよね。これまで公費から出た保育運営の費用を、いわゆる事業者が、いわゆる保育の質や運営、そのこととして使わないで、利益、利潤として使うことは建前上できなかった。今度は保育料という形で、形は保護者からお金が入ってくるんで、市から入って来てない。どういうふうにも事業者は使える。そうすると、安い保育士費用で、安い施設で利潤を出す、こういう可能性もある営利事業者が参入する可能性も、この制度の中では可能であるというふうには私に見えるんですけど、そういう道はあるんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 当市におきまして、認可の保育園につきましては、2000年以降でしようかね、株式会社も参入できるというようなルール改正もございましたけれども、当市は新たな、今年度ですね、玉川上水保育園を新設するに当たって、社会福祉法人を募集する際に当たりまして、株式会社等は参入してなかったということがございます。といいますのは過去に、やはり社会福祉法人と違いまして施設整備費、非常に

かかりますので、それが運営を圧迫しかねないというようなハンデもつきまして、社会福祉法人以外は対象者としないうというスタンスでずっときておりました。

今後ですが、まあ新たに参入があるのかということでございますけれども、新たに地域型保育とか認定こども園等で新たなものが考えられますけれども、そのときにおきまして必要があるかどうかというところは、今のところ、今後ですね、今まで以上に新たな施設が必要かどうかというところは現状ではまだわかりませんが、今までの既存の施設、資源を活用していくという観点に立ちますと、新たなものは要らないというふうに考えております。そうなりますと、現在、株式会社が運営しておる施設というのは、認証保育所1園のみでございます。といいますと、今後は現状の施設を活用していくということであれば、新たな株式会社等の参入はないというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） そうした営利企業の参入について、今のところ考えられないということを確認しておきたいと思います。

それから、私は今、待機児解消のためには、②のところでも認可保育園の増設によって行うべき、どうでしょうかと書いて、それで市長はその気はありません、増設する気はありませんと。今もまた部長から、新たな施設の必要なしというふうにおっしゃいましたが、ことしの4月1日現在の待機児童数はどうなっているか。これは旧定義、そして新定義で教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 待機児童数でございます。26年4月1日現在でございます。旧定義では68人の方ですね、新定義につきましては14人ということで認識してございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 今のこの数字を、このように解釈するんですけど、旧定義でってことは、保育に欠けるということで保護者が市に申し込んで、市もそうですねと認定してはいるが、認可保育園に入れない人が68人いたと。でも認可外保育園、いろんな施設に何とか市の保育実施義務から入れなきゃいけないということでいろいろ努力しましたと。その結果、54人が入りましたと。でも、なおかつ14人、入れない人がいたと。こういう認識でいいですね。要するに、まだ市の保育実施義務は完了してないというふうに言えるんですが、そういうことですね。

○保育課長（宮鍋和志君） 旧定義のほうの多少、御説明をさせていただきたいと存じます。

旧定義の定義のほうですが、認可保育園に申し込みをしたが、希望する認可保育園の定員に空きがなく待機していらっしゃる方ということです。こちら68人になりますが、その内訳を見ますと、何らかの認可外保育園等に入れた方が12名ですね。12名が入られた方。そのほかに私的理由、ほかに入所可能な保育園があるにもかかわらず、特定の保育園、こちらがどうしてもいいんだということで希望されて、保護者の私的な事由により待機している方が42名です。こちらで54名の方が、そういう形になります。68から54を引いて、新定義として14ということでカウントしてございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） ちょっと済みません、今よく理解できなかったんですけど、認可保育園に入れなかったって人は68人いたってことですね。この68人のうち、保育園に入ってるけれど、ほかに……。済みません。このところ、ちょっともう少しわかるように言ってもらえませんか。ちょっと理解できなかったの。済みません。

○保育課長（宮鍋和志君） 失礼しました。多少ゆっくりしゃべらせていただきます。

旧定義が68名の方でございますね。こちら認可保育園に申し込みをしたが、希望する認可保育園の定員に空きがなく待機されている方が68名でございます。そのうち、12名の方につきましては、認証保育所とか家庭的保育事業等、何らかの施設に入所されていらっしゃると思います。12名の方です。あと42名の方が、私的理由は、ほかに入所可能な保育園があるんですが、こちら、どうしてもここがいいということで希望されて、保護者の私的事由により待機していらっしゃるという方が42名です。68から12を引いて、さらに42を引くと14名、こちらが本当に新定義ということで解釈しております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） ありがとうございます。

そうすると、実際に入っていないというのは42人足す14人ということで。そういうことですね。56人。ああ、そういうことですか。本当はとにかくいろんな施設に入れるんだけど、入らないのは本人が悪いと、言うならそんな感じですかね。それは勘定しないよという感じに受けとめちゃうんですけど。

まあそれにしても、希望する保育園に入りたいというのが、やはりそれなりの保護者の保育ニーズに応えるところがほしいと、こういう意味にも私はとれるんじゃないかというふうに思うんです。現実にはいろいろあっても、そうした本人の希望を除いても、14人は入っていないってことですよ。ということは、やはり市の保育実施義務は完結していないということだというふうに思います。

それで、私は認可保育園増設によって、増設、まあこれまで市は施設の改造によって定員をふやす、そういう増設もありましたし、計画外の新しい保育園もできたということで増設ということもありました。いずれにしても、いわゆる保育所、今の制度でいえば認可保育所をふやして保育要求に応えるべきと、必要とする要求に応えるべきというふうに思います。それで、そうはいつてもなかなかできないという事情があって、地域型保育等の実施に移る場合でも、市から必要な支援を行って、保育者が望む充実した保育行政を行うべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 新たな保育園の増設は考えてないというのは、従来から何度かお話しさせていただいてるところでございます。今年度もテマリ保育園の改築の予算もいただきまして、これによりまして移築後ですね、改築、移築後は、来年度、また十数名の受け入れ枠の拡大できるかなというところでございます。21年度から26年度にかけて5年間で、かなりの施設整備に公費、投入さしていただきまして、低年齢児、3歳児未満、ゼロ・1・2歳でございますけれども、そちらのほうにかなり重点を置きまして、定員枠を拡大してきたところでございます。数字的には、この5年間で、特に1歳児が73人ということで、35%以上の増をしてきたと。2歳児におきまして、25%ぐらい増してきたということでございます。

それから、新たな新しい制度におきまして、認定こども園のほうには、今1つの幼稚園が移行済みでございますけれども、あと2つの幼稚園、さらには認可外保育施設ということで、先ほど西川議員からもお話がありましたこども学園でございますけれども、そちらの3園が認定こども園に移行するかどうかという、まあ意向はまだ聞いておりませんが、そちらのほうで認定こども園に移行できれば、ゼロ歳からの保育が可能になりますので、移行になればまた枠が広がってくるというようなところでございます。

さらには、幼稚園につきましても、保護者負担は応能負担が導入されるということでございます。先ほど冒頭に西川議員のほうから、アンケートによりまして、幼稚園の負担が高過ぎるとかというような御意見もあったということもお聞きしました。そこが応能負担になりますと、画一的ではございませんけれども、今までは

幼稚園の月謝でしょうか、月謝って呼んでたんでしょうかね、保育料につきましては園独自の料金を設定したと思いますが、それが応能負担ということであれば、高いと思われた方が果たしてどう思うかはわかりませんが、その辺が、まあ応能負担ということで、さらに幼稚園の希望者もふえるのではないかなというふうには思っているところでございます。そんな中、来年度、27年度からの新しい制度でどうなるのかというのがまだ見えない中で、新たな施策は打っていくのも危険な気もいたしております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 先ほど一番最初に声を紹介した中でね、市は一定支援が整ってきた気がするという方もおられましたので、まあ保育行政についてはそれなりの評価という面もあったわけですが、ただ新しい制度については、1つは説明が十分保護者にできてない。それから、今ちょっと私がちょっと勉強したところでも、地域型保育では国の水準のままいけば現状より質が落ちてしまうんじゃないか、こういう危惧があるということだと思います。

最後になりますけど、市長ね、やはり保育行政を保護者の希望に沿って進めていく上で、少なくとも国基準に基づく保育施策の充実と、これから制度に対する保護者への説明、事業者への説明を早く、もっと綿密にやる必要があると思うんですけど、やっていただけるでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 子ども・子育て支援ということで、今、子ども・子育て支援会議ということで一生懸命、担当のところではその対応をしているわけでございますけども、この制度というのは、基本的に子供の保育環境といろいろと言われますけども、女性の社会進出というのが大きな目的の一つ。要するに、社会進出を確実なものにしていく。そして定着、安定させて、大きなことを言うと日本の国の持続的発展に尽くすというふうなところもあるのではないかなということで、さまざまな手法等が、これからいろいろと施行されていくのではないかなというふうに思っておりますけど、私ども東大和市としては、従来から私、子ども・子育てということでは、将来への子供への施策というのは、東大和市の将来への投資という位置づけでやっていきたいというふうには思っております。国や東京都、他市の状況等、的確に把握しながら、さまざまな施策を展開していきたいというふうに思っております。

また先ほど言った既存の施設の有効活用等につきましても、これから幼稚園、保育園、特に幼稚園等、東大和市にもあるわけでございますけども、その内容をうまく活用できないかといったらちょっと語弊がありますけどもね、そういうふうなものも、せっかくある施設ということでございますので、活用していければなというふうに思っております。これ以上、施設をふやすということは、現時点では難しいのかなというふうには思っているところです。それよりは、既存の施設を活用するということを考えたほうがいいたろうというふうに思っております。これ以上、施設をふやすということは、将来、そのことを考えるとどうなのかなという思いは強くあります。10年、20年ってスパンを考えたときに、今と同じような子供の数等を含めてどうなっているのか、そういうことも考えていかないと将来のそういう、そのとき誰が市長をやっているかわかりませんが、負担を残すという可能性もあるのではないかなというふうには思っているわけですね。その畳み方というのも今から考えながら、しっかりと整備していく必要があるのではないかなと、そんなふうには考えているところです。

以上です。

○2番（西川洋一君） 私、ちょっと最後のところで言い間違いがありました。

国基準以上の水準で保育の充実を、ぜひ図っていただきたいということで、市民への説明、事業者への説明

については、市長のほうから明確にはありませんでしたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、移ります。自然再生エネルギー活用施策の推進です。

何か不満があるような。

この自然再生エネルギー活用については、やはり今、自治体としても一生懸命やっていかなきゃならない施策だというふうに思っているんです。市長は財政負担の少ない方法を検討と、こうおっしゃってるわけですけど、いつまでも検討してないで実行してほしいんですが、特に今回、私は大きな転機になった一つが、福井地方裁判所の大飯原発再稼働差しとめ判決、これが非常に大きな意味合いを持ってるとは思いませんか。この考え方でいけば、これから先、日本の原発は再稼働できず、ゼロになるという内容になると思うんですよね。それに不服として国は対応するようですけども。しかし、この判決の内容というのは、非常にすぐれた内容を持ってるとは思うんです。そういう立場に立っての自然再生エネルギーへの取り組みが必要だと思うんですが、ついでにはこの判決の内容を市はどのように受けとめておられるのか、お聞かせください。

○環境部長（田口茂夫君） 福井地方裁判所の大飯原発の判決でございますが、大きく3点が掲げられてるかなというふうには考えております。1つには、人格権、こちらに関しましては侵害することについてということが少し述べられておるようでございます。また、この原発——原子力発電所ですね、失礼しました。原子力発電所に求められる安全性の点が述べられているということでございますね。またあと、最後にコスト的な面ということになるかと思いますが、豊かな国土と、そこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることは損失であるというふうなことも述べられておりますが、社説などを見てみますと、大局的には大きく評価は2つに分かれているというふうなところで、我々としては認識しております。

以上です。

○2番（西川洋一君） この判決の中で、関西電力側が述べている地震動の想定というものを大きく出しているように、示して安全なんだという指摘もあって、そのことに対しては裁判所のほうも、過去の事例に照らして、それぞれの原発において想定した以上の地震動が過去にも、私の持っている表では5回以上はあるということで、その想定を超える地震がないとは言えないというような指摘もあるところで、現実には根差した、しっかりとした判決になっているんじゃないかと。そしてまた一たび事故が起これば、被害の拡大をとめることができず、これは福島が実際にそういう事例になってるわけで、本質的に危険な技術であるというふうに指摘もしています。こうしたことから考えますと、原発に依拠していくというエネルギー政策から、国に任せるだけでなく、自治体としても一生懸命、これを何とかしなきゃいけないというふうに思うんです。

ついでには、さっきの他の議員の答弁で、市長もそうした設備を率先してされてると、副市長も何かされてるようにお伺いしておりますけれど、またその他の市の職員の方もたくさんされておられるようですけども、やはりこれは個人的な意欲に任せず、市が積極的に進めていく必要があるんじゃないかと私は思うんです。そのためには、必要な助成制度をしっかりとつくっていくことが大事と思うんです。

ついでには、この太陽光発電なり自然再生エネルギーに、市としても取り組んでいくんだという方針はもう既に持っているわけですよね。それを、ぜひ紹介してくれませんか。どういう計画において、何と言っているか、ぜひ。それで、その推進状況、どういうふうにしてるか、ぜひ教えてください。

○環境課長（関田孝志君） まず東大和の総合計画においては、読ましてもらえれば、省資源、新エネルギー、省エネルギーを推進します。また東大和の環境基本計画におきましては、地球温暖化対策として、再生可能エ

エネルギーの利用、啓発、情報提供と。また、公共施設における再生可能エネルギー、利用システム導入の促進というふうに、それぞれ表記してございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） それをどのように取り組んでおられるのでしょうか。具体的取り組みなどについてお聞かせください。例えば環境基本計画の中では、太陽光発電と再生可能エネルギーを導入しますというような項目もあるようですけれど、こうした進捗状況、計画の中には目標があり、その目標に対して日々の推進の状況があるというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 現在の計画の中では、目標というものはちょっとまだ現在持ち合わせてはいない状況でございますが、過日、他の議員のところでもお話をさしていただいておりますが、公共施設における再生可能エネルギー、太陽光発電につきましては、今度新しく設置をする予定でございます新給食センター、こちらのほうにも太陽光発電の設置パネルの設置などを今現在予定しているという状況でございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） まあ積極的というよりも、それなりに進めてるというふうにも見えるんですけど、やはり他市と比べると非常にこの面ではおくれてると私は指摘せざるを得ないんです。これまでも他市の状況を聞かしてもらってますけど、直近ではどのようになっているのでしょうか。東京都は、まあ個人の家の設置については、補助金はなくなったかのように聞いておりますけれど、でもテレビなんかで見えていますと、新エネルギー問題については積極的に取り組むと、このような報道も何かあるように見えるんですけども、他市、東京都の動向についてお聞かせください。ああ、わかる範囲でいいです。

○環境課長（関田孝志君） まず他市の状況から申し上げますと、まあ東大和と東久留米は実施していないと、これは引き続きそのままの状況でございます。また青梅については、5年間実施したのでやめますということで、やめた市もございます。あとほかの市については、減額するというような形で単価を引き下げているという状況が見られております。

また東京都につきましては、東京都の制度は太陽光だけっていう制度はもう取りやめて、それに蓄電池をつけた、エネファームと蓄電池というような形の補助は継続しているという状況です。また、東京都のほうは「東京ソーラー屋根台帳」（ポテンシャルマップ）というのを公表して、太陽光を利用したものが、この地域ではいいですよみたいな、そういうような推進はしているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 26市中、そうしますと結局、東久留米と東大和と青梅が実施していないということですね。ほかはやっていると、積極的に。まあ答弁の中では、減額したりしている市もあるということのようですけども、東大和としてはどういう方向をとるんですかね。26市においては、そういう制度として実行してる。そちらの方向に自分たちもいこうよとなるのか、実行はしてるけども、自分ところは実行してないけど、よそもだんだん縮小していくなだから、結局そっちのほうへ市の施策をとろうよということになるのか、どっちなんですか。私は市の基本的な計画から見れば、縮小に目を向けるんじゃないかと、やはり積極的にこの制度をやっつけようという方向へかじを切るべきだというふうには私は思うんですね。現実に実施しているところのお話を伺えば、やはりそれぞれの家庭において、買う電力、売る電力、ほぼ同じぐらいとか、そういう話をよく聞くわけで、結局、他の電気エネルギーに依拠しないで自分のところでもできるとかね、おおむねそういうような状況になってると思うんですね。これは原発に頼らず、エネルギー政策として私たち市民ができる大きな貢献

じゃないかと思うんですよね。そのことに対して市が援助していくというのはね、これは急いで、やっぱり私はするべきじゃないかと思うんです。

まあ実際にやっているところの経験や、あるいは東大和でも、補助金はなくなっても私は設置する家庭はふえてるんじゃないかって見てるんですけど、その辺のところをわかたら教えてください。設置してる家庭、家がどうか。かつては東京都が補助金、出してましたんで、東京都の補助金台帳、補助金から見ればね、あれ年間百幾つやりましたかね——という数字はありましたけど、今どうなってるのかね。それから、実際に使っている家庭では、それぞれどんな効果があるのか、つかんでいけば教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 私どものほうの数字をつかんだのは、東京電力のほうに御協力いただきまして、東京電力のほうで電気を買って取ってるという件数でございます。市内の件数で、平成24年、674件、25年が835件、この増減が161件増という数字はつかんでございます。

以上でございます。

○環境部長（田口茂夫君） 効果ということでございますが、基本的に買い取り価格も、ここ近年、若干下がってきておりますけども、まあ当然買い取りとともに、御自宅でする電力にも使われてるという状況もございまして、聞くお話からすると、ちょっと幅がございまして、全くその太陽光発電のもので全て賄えるようなお話も聞く方もおられれば、半分いかないよという方もおられますので、ちょっとそこら辺は幅があるかなというふうには思っております。

以上です。

○2番（西川洋一君） 過去の質問の中で、東大和において太陽光発電、今回、太陽光発電、中心で何かしゃべってますけど、太陽光発電の設備を屋根にのせられている家、そこ全ての家がつけた場合、東京電力の一番小さい火力発電所の5分の1程度の出力を得ることができる、そういう答弁をたしかいただいていると思うんですよね。ですから、そういう自然再生エネルギー、例えば太陽光、まあほかにもあるとして、太陽光を活用すれば、市民みんながその意識になって活用すればこんな効果があるんです、そういう市の施策を進める上でのそういう宣伝も、大いにやっていく必要があるんじゃないかというふうに思います。そういうことも進めてほしいのが1つ。

それから、先ほど東京電力の買い取り件数で調べていただきまして、ある程度わかってよかったなというふうに思うんですけど、1年間で161件の伸び。24年度、東京都はもう補助なくしてましたかね。それでも、これだけ伸びてるってことは、やっぱりそれだけの意欲があるということですよ。ですから、そうした意欲を市としてはもっと積極的に推進していこうという構えに、ぜひなってほしいんですよ。その財政負担の少ないとか、お金がかからない方法でとか、それはそれなりの市長の考えかもしれませんが、ただこのエネルギー問題は、それなりのエネルギーを使ってね、やっぱりやってかなきゃだめだと思うんですよ。まあ初めは少しずつやってだんだん大きく、何かどこかで、集団的自衛権で聞いたような気がするんですけど。

まあ、まずは一步初めて、その促進へね、東大和としても大きく旗を振るということが、私はどうしても必要だと思うんですよ。それほど大きな額でなくて、差し当たってはいいと思うんですよ。まあ大きいほうがいいんですけど。まあ他市の事例を見れば、標準的に3点、出力が3キロワット時ぐらいで、10キロワット時以下という表現かもしれませんが、1戸につき10万円とか、東京都でも30万円でしたっけ、そういうところで勘定していけば、仮に50戸を目標にしても500万円、まあそういうことですよ。そのくらいの費用で済むわけですよ。これは市の財政力からしたら、どうしようもないほどお金のかかる問題ではなくて、いやそれな

りのエネルギー政策に貢献する市の費用とすれば非常に安い、そういう世の中に役立つ、そういう費用じゃないかと思うんですけど、そういう方向に転換できないものでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 太陽光に関しましては、国におきましても今年度から補助金を廃止すると。この補助金が2009年1月ごろから始まったようでございますが、この補助金の目的が住宅用太陽光発電システムの導入を促進し、市場の拡大と技術革新をあわせてシステムの価格の低下を実現するというふうなところが、一定の目的であったようでございます。現在は、その2009年ごろからと比べますと、価格のほうも30%以上、何か購入価格のほう安くなっているというふうなところから、一定の目的が達せられたということで、東京都も同じような理由を述べているようございますが、また先ほど環境課長のほうからお話がありました青梅市などにおきましても、価格が大分安くなったということも一つの理由として廃止をしているということもございます。なかなかちょっと財政上の問題もありまして、東大和市としては導入はできておりませんが、ここで東京都におきましても、再生可能エネルギーの拡大検討会というのが、舛添都知事の大きな要件として入っておりますので、こういった動向を注視しながら、また東大和市としてのこの自然再生エネルギーに関して、どのようなことが新たにできるかということも、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） この問題は、財政的に、その費用負担が大変だからできないという問題ではなくて、市の自然再生エネルギーにかける方向、それをしっかり定めていないからできないんだというふうに私は判断せざるを得ません。そうした点から、ぜひこの実現を求めるものです。

最後に、市長の考えをお聞かせください。

○副市長（小島昇夫君） 太陽光発電を今、中心にという御質問でございます。自然再生エネルギーですね、こちらを有効的に活用していきたいという基本的な考え方は、従前から市も持っております。御指摘の助成制度というのに限って考えますと、やはり国や都が、その制度、今なくなっている。その中で、市だけがやっていくことの効果等につきまして、やはりその実施していた団体でなくなっているとか、減額してるとかと、いろんなそういう状況を総合的に判断を、お時間かかっているという御指摘もありますが、引き続き検討させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 市だけがやるんじゃないくて、東大和市はやってないということですよ。ぜひその辺も含め、検討をしっかりとして実現をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、西川洋一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時半まで休憩いたします。

午後 0時 2分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 関野杜成君

○議長（尾崎信夫君） 次に、8番、関野杜成議員を指名いたします。

[8 番 関野杜成君 登壇]

○8番(関野杜成君) 8番、自由民主党・みんなの党、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

大きな1番として、うまかんべえ～祭についてです。

- ①として、出展者の状況について。
- ②投票の状況と問題点や改善点について。
- ③今後の予定についてお伺いします。

大きな2番として、芝生化についてです。

- ①現在の学校芝生化について。
- ②今後の学校芝生化及び市内公園などの芝生化について。
- ③管理費について。
- ④今後の予定や構想について。

大きな3番です。入札・契約について。

- ①3月議会で質問した後の対応について。
- ②今年度の契約状況について。
- ③支店登録についての対応。

大きな4番目、情報コーナーについてです。

- ①玉川上水駅敷地内への設置について。
- ②業務内容は。
- ③今後の予定や実施方法をお伺いいたします。

この場での質問は以上になります。再質問については、自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

[8 番 関野杜成君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、うまかんべえ～祭の出展者の状況についてであります。第3回のうまかんべえ～祭につきましても、平成25年度までのグルメコンテスト同様に、18団体が出展いたしました。出展の内容といたしましては、市内商店が4団体、自主活動団体等が14団体参加し、コンテストメニューが2日間で2万8,000食、提供された状況であります。

次に、投票の状況と問題点や改善点についてであります。第1回のうまかんべえ～祭から採用いたしましたコインによる投票方法につきましては、各出店団体の最低提供食数を1日400食とし、その概定食数と同数の400枚のコインを1食につき1枚配布し、複数食べた来場者がおいしいと思ったメニューに投票するルールとしております。コイン投票のルールにつきましては、会場内で配布しているパンフレットや、会場内に3カ所設けた投票所に設置する看板及び担当スタッフによる案内をしております。しかしながら、一部の方のコインの持ち帰りや投票方法が徹底されないといった問題があることも認識しております。今後の改善につきましては、実行委員会において検討していただいているところであります。

次に、今後の予定についてであります。うまかんべえ～祭において人気の高かったメニューの販売も促進しながら、本市における地産品を活用したさまざまな御当地グルメの開発を目指してまいります。今後の展開につきましては、東大和市産業振興基本計画に基づき実施を予定しておりますが、具体的な内容につきましては

は実行委員会の意見を参考にまいります。

次に、校庭や公園の芝生化についてであります。学校における芝生化は教育環境の向上、自然環境への配慮など意義があると考えておりますが、一定の状態を維持をしていくには問題もありますことから、状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。また市内の公園につきましては、公園施設の長寿命化を進めるため遊具等の安全点検を実施し、遊具の更新等を優先しておりますことから、現在のところ公園の芝生化の計画はございません。なお、学校の芝生化の詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、入札・契約についてであります。平成26年第1回市議会定例会後の対応といたしましては、一般競争入札の実施に向け、本年度の高額の工事案件について、条件付き一般競争入札を試行で実施することといたしました。地域経済振興の観点から、今後も地元企業の育成の方針を継続しつつ、より公平性、透明性、競争性のある入札契約制度の整備に努めてまいります。

次に、今年度の契約状況についてであります。平成26年4月1日付で契約した当初契約件数といたしましては、工事請負契約が6件、委託契約が182件、物品購入契約が36件であります。

次に、支店登録の対応についてであります。現在、指名競争入札参加資格審査申請要領に基づき、申請書のほか履歴事項全部証明書や納税証明書などの必要書類を審査の上、登録をしているところであります。登録に当たり、事業者の実態を把握するための対応については、各市の対応を踏まえ研究してまいりたいと考えております。

次に、玉川上水駅の情報コーナーについてであります。市では西武鉄道株式会社が玉川上水駅北口に建設します商業施設の一部を賃貸借して、市の情報発信やにぎわい創出、地域の活性化などに活用することを考えております。

次に、業務内容についてであります。具体的な利活用の方法につきましては、本年4月から市内に玉川上水駅前施設活用検討委員会を設置し、検討を始めたところであります。

次に、今後の予定や実施方法についてであります。この商業施設のオープンは平成27年1月下旬の予定となっておりますので、具体的な活用の方法につきましては、そのオープンに間に合うように、玉川上水駅前施設活用検討委員会で検討し、方向性を出してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、現在の学校芝生化についてであります。平成22年度に第四小学校、平成24年度に第八小学校において校庭の芝生化を実施しております。また第九小学校におきましては、東京都の芝出前事業により、約150平方メートルの芝が校庭に現在ひかれております。校庭の芝生化は、児童の体力向上、教育環境の向上など、教育面だけではなく、ヒートアイランド対策、周辺地域へのほこりの迷惑対策、さらにはコミュニティー形成にもつながっているものと考えております。

次に、今後の学校の芝生化についてであります。東京都の芝出前事業が実施されております第九小学校では、行政に極力頼らず、保護者や地域のボランティアの協力を得て芝のポット苗を植え、600平方メートル程度の芝生広場を校庭に設置し、維持管理をしていく計画であります。

次に、管理費についてであります。東京都の補助による校庭の芝生化事業は、維持管理組織を構築し、維持管理を実施していくことが条件となっております。したがって維持管理で一番大変な芝刈り作業は、維持管理組織で実施していただいております。一方、専門的な知識が必要な芝生の育成診断や芝生化の面積が広

い場合のエアレーション等は、専門の機械がないと難しいので維持管理業者に委託しております。この維持管理にかかわる委託経費ですが、都の専門的維持管理に係る補助限度額が、昨年度までは1平方メートル当たり935円でしたので、この金額を参考にしてこれまで予算計上してまいりました。なお、第四小学校におきましては、芝の根も張って根づいてきたこと、また維持管理作業にもなれてきたことから、これまで専門業者に委託してまいりましたエアレーションや肥料散布などにつきましても、その回数を見直すとともに作業を維持管理組織にもお願いし、今年度は維持管理費を抑えております。

次に、今後の予定や構想についてであります。校庭の芝生化は教育環境の向上の点から進めたい事業の一つと考えておりますが、維持管理やその費用面で課題もあります。今後も維持管理費を抑制するため、第四小学校での取り組みや第九小学校での取り組みの推移に注視してまいります。地域の協力が得られ、芝生化の機運が高まった学校については、支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきます。

まずは、うまかんべえ〜についてです。

うまかんべえ〜について、第3回、まあ3回やりまして、3回目に関してはうまいくったのかなど。1回目、2回目に関しては、ちょっと私はよしとしていないので、3回目になってやっとそれなりのイベントになったのかなというふうには思っています。ただ、こちらでも第1番に書いてあるように、出展者の状況ですね。今の答弁の中では、18団体が出て、商店が4団体、自主活動団体が14団体というふうに書いてあるんですけど、これ多分、今までいろんな方が質問しているのを聞いていると、市内のこれといった食べ物をつくって、他市のほうに宣伝をして、東大和の商業、またはそういった東大和の知名度を上げていくということのかなというふうには私は思っているんですが、正直、やはりおいしいものができないと、そういったことにはならないのかなと単純に考えます。そう考えたときに、市内の商店、これが飲食店というのが何団体なのかというのがありますが、そういった飲食店が参加してないというのはどうなのかなというふうにして、今回質問しました。飲食店が参加しない理由、または飲食店を参加させていないこの状況について、どのように考えてますか。

○市民部副参事（小川 泉君） うまかんべえ〜祭に、飲食店等の事業者の参加が少ないということについてでございますが、うまかんべえ〜祭の出展要件といたしましては、市内の自治会、市民活動団体及び市内の商店等としており、出展の申請を受け付ける形式をとっております。また18団体を定数としており、申請数が上回った場合には抽せんするという要件を定めてございますので、事務局のほうから出展団体として商店のほうに積極的に出てくださいというような形ではなく、あくまでも申請という形式ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 今回は申請は上回ったんでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） 今年度の申請件数につきましても、締め切り日にちょうど18団体ということで、定数ぴったりだということでございます。

以上です。

○8番（関野杜成君） そうすると、申請自体が少ないのかなというふうに考えます。

まあ初め1回、2回、3回目ですから、市内のそういう自主活動団体の方が参加していただいて、東大和の

せっかくのこういった新しいお祭りを盛り上げようということはいいいんですが、やはりもうそろそろそういった市内の産業だったり、そういう観光という部分も考えているのであれば、うまかんべえ〜ですから、おいしいもんを出していただきたいと。おいしいもんを出すには、やはりそれなりの、いつも私、言ってるように餅は餅屋だっていうところで、飲食店、そういった方々が参加するような、参加したくなるような企画にしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えております。ある意味それが成功していけば、他市からそういった形で出てもらうということだって、私は可能だと思いますし、これに関しては他の議員も質問していましたが、やはりうまかんべえ〜というところで、400食であれば何でもいいという形よりも、ちょっと前回、茶うどんなんていうお話、出ましたけど、正直ちょっと茶うどんは、つくった側としてどうかかって思ってるんで、私は。やっぱりお茶ですよ。地場産業といえども、常時あるもの、季節ごとしかないんであれば1年を通して販売はできないはず。ということは普通に考えれば、常時あるもので、なおかつそれが大和だというような印象をつけて、それを使ったものをつくって販売をしていく。こういったところまで、このうまかんべえ〜の趣旨であれば考えなきゃいけないと私は思っております。そういう意味では、もっと簡単なお茶でもいいんじゃないか。今回、入賞したところでも、お茶を使ったものというのもありましたけど、ああいって形でお茶を使って何かをつくるような、そういう何かこれっていう決まりをつくってやってはどうかかなというふうに思っています。

そこで、伺います。今回、何かそういった縛りじゃないですけども、そういう決まりのもので、決まりをつくって食べ物を決めたというのはあるんでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） 食材についての決まり等についてですけども、うまかんべえ〜祭では地産の品を活用することを前提とした出展を募集しております、地産食材の調達率の高いメニューの開発をしていただくと。そのことによりまして、地域の活性化につなげたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 大きく見て、地産というところになるのかなというふうに思います。正直、ニンジンだったりジャガイモだったり、そういう地産のものがあるんでしょうけれども、話は変わりますが、給食課のほうで、たしかそういった給食を出してるときに足りないときがあると。そういう意味では、商品として全てのものがやり切れてるかという、この市では難しいという部分も考えられます。そういう意味では、やはりずっと1年中あるもの、そういったものを考えてもらって、今後はやっていっていただきたいなというふうに考えております。それについては実行委員会のほうに、そういった形で提案があったと。提案をした上で、実行委員会の中で最終的に決定していただければいいですが、そういう提案を実行委員会のほうにお伝えください。

次に、投票の状況についての問題点。

これに関してですが、まあ答弁の中では、持って帰ってしまう方がいたりというようなことを言っていたんですが、確かにあれだけ、案外あれいいものですよ。私もたまに友人の集まりとかそういった、いろいろああい景品だったり使うのに、ああいコインを使いますが、それなりのいいコインというか、それこそ実際、コインゲームで使えるコインを出しているんだということでもあります。そういう意味では、持って帰られて、やはりどんだんまた買いたくなくないか、予算も出てくるし、ある意味、私からすると10個、20個、たとえ——20個はないのか、18団体だから。食べたとして、コインを18枚もらいましたと。その18枚もらったものを、自分のおいしいと思えるところに入れてくれるのであれば、それはそれでぎりぎりよしと私は思うんですけども、おいしい、おいしくない、それは別として、友人の参加してるところだ

からという形で入れられてる状況が、私が見てると多々あるように感じます。そういう意味では、実際の1位、2位、3位というのが、おいしくてなってるのかということも疑問になってくるんです。そういうところというのは、先ほどの答弁以外で実行委員会のほうでは何かしら問題点として挙がっているかどうかをお聞かせください。

○市民部副参事（小川 泉君） 投票方法についてなんですけれども、昨年度開催されました第2回の投票結果も踏まえまして、投票方法にも課題があるというふうに市側も実行委員会も認識しております。しかし、第3回開催までの間につきましては、統一した投票方法で対応することを前提に計画をしてございましたので、会場内に配布したパンフレット等において投票方法を記載することで、公正な投票をなるべく促すといったことで対応をさせていただいております。次回以降の開催に当たりましての投票方法とか、改善を含む具体的な取り組みにつきましては、実行委員会の意見も参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○8番（関野杜成君） まあ実際、私からすると、もうこの投票方法は変えたほうがいいんじゃないかなというところを感じております。何かしら考えてくださいと言うと、投げちゃうだけで何の話にもなりませんので、私、常々言ってる市民プレゼン制度、あの投票方法がいいんじゃないかなというふうに思っています。

市民プレゼン制度の投票方法というのは、5票持ってまして、同じところに2票入れてはいけないと。そういうふうに必ず1人の人が5カ所に入れることによって、組織票というのも封じれるという意味で、これは他市も、近隣市もやっていますけれど、私が勉強したのは仙台市のほうですけれど、そちらのほうで事務局の方が言っていました。やはりこの市民プレゼン制度に関しては、市のお金を助成するところがあるから、組織票という形で入ってしまうと、やはり市として本当にやってほしいこと、そういったものに補助が回らない可能性がある。そういう意味では、本当にいいものという形のものに投票をして、1位、2位、決めていきたいという観点から、この5票を1票ずつ投票するというような方法でやられています。これはうまかんべえ〜のほうに足していくと、今現状、渡してる、コインを渡すという方法ではなく、実際のところ私、考えたのは、そのプログラムか何か例えば3票ないし5票というものを決めといて、同じそのプログラム内からは同じところに投票がされても、それがわかるようにしたいらどうかというふうに思っています。

ただ、ここ1個、問題点があって、あちこちからプログラムを持ってこられると、同じ人が結局入ってしまうというところ。そこに関しては、それなりのいろいろやり方、これから考えていかなければいけないんですけれども、ある意味、1人の人が1カ所で買ったらコインをもらって、それをどっかに入れるということではなく、もう初めから投票できる本数は決まっていると。なおかつ、同じところには入れていけない。こういったルールの中で、どういった形で参加者、来場者のほうに投票してもらおうかというものを、再度、次の4回目には考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） 投票方法につきまして、今御提案をいただきました。今お話しいただきました市民プレゼン制度、こういったものにつきましても十分研究をまいりまして、実行委員会のほうと意見を調整しながら、参考にして進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 実行委員会のほうに伝えていただいて、検討していただければと思います。

それで、そのほか何か実行委員会のほうで、もう実行委員会では、うまかんべえ〜終わった後、話し合いがなされているのかなと思いますが、その中でうまかんべえ〜、今回の第3回に関して大きな問題点、また改善

点などが出ていたりしていますか。教えてください。

○市民部副参事（小川 泉君） 実行委員会における反省点等ということについてなんですけども、5月19日の月曜日にうまかんべえ～祭が終わってからの実行委員会を開催いたしました。その中で、実行委員会における反省内容でございますが、よい点といたしましては、会場のレイアウトの変更等によりまして、来場者の流れがスムーズになったことや、ボランティアの方々の誘導のおかげで、危険となる駐輪等のトラブルもなく運営できたといったことが、よい点で挙げられます。改善箇所といたしましては、御当地グルメを創出する上で、先ほどもちょっとお話がございましたけども、地産の食材を1品指定し、課題を設けて出店団体を募集する等の検討が必要だったのではないかと。そういった点と、またはコイン投票をする際に、棄権をする方もいらっしゃるということで、棄権票を回収する箱を用意すべきではなかったかといった点が挙げられます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） わかりました。

そうですね。レイアウト、よかったかなと思うんですが、私が参加したところは入り口近辺だったんで、正直ちょっと並べなかつたかなというところがあります。ただ、前回のレイアウトに比べれば、何がどこにあるというのも一発でわかりましたし、ある意味そういうふうに並んだ場合でも、ほかの来場者が通れるような状況もあったから、そういう意味ではよかったかなとも思っております。

その中で、やっぱりそうですね、ボランティアの誘導というところで、大分ボランティアの方が、自転車にしろ何にしろすぐに駆け寄って、お願いしますというようなことでやられてたんで、そういう意味では問題はなかったのかなと思うんですが、このボランティアについてちょっとお伺いをいたします。

当日、いろいろな方がボランティアとして参加したんだろうというふうには思っておりますが、実際延べ2日間でどれぐらいのボランティアの方が参加したのか教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 当日のボランティアの人数でございますが、2日間、延べでございますが、150名でございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 150名、大体75名ずつという見方がいいのかなというふうには思いますけれど、中に見たことある方が大分いたんで、ちょっとその中でお伺いしますが、この150の中で市の職員の方はどのくらいで、それ以外の方はどのくらいなのか。または、それ以外の方はどういったところの方が参加していただいたのか、その点について教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市職員は150名中51名でございます。あと参加された方でございますが、市民ボランティアの方、市内の高校生ですね、それからシルバー人材センター、それから社会福祉協議会の方でございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

51名、大体25名ぐらいが市の職員が参加したんでしょうけど、このときの市の職員は、これはどういう形で参加しているのか、この点、教えてください。

○市民部副参事（小川 泉君） 市の職員についてですが、市の職員の立場でありますけども、第1回の開催から一般の方と同様に、ボランティアという形でかかわっていただいております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 第1回、第2回、第3回と全てボランティアという、市の職員をボランティアという形でよろしいですか。

○市民部副参事（小川 泉君） そのとおりでございます。
以上でございます。

○8番（関野杜成君） これボランティアですよ。ボランティアってことは、多分、休みの日に出てやられているということは、市の職員として出てるわけじゃないということなんでしょうけれど、まあこういうアンケートをとると、多分皆さん、そんなことないって言うと思うんですが、本当に出たくて出た職員の方ってどれぐらいいるんだろうって、私、思うんですね。ある意味、出ざるを得ない状況ではないかなというふうには私は思ってます。まあ新しいイベントですから、それなりに盛り上げようという気持ちがあって、じゃ私、出ますという形であればいいですけども、ある意味、人が足らないから、どこの課は必ず何人とか、そういう形が起こっているようであれば、ある意味、最近テレビでもよく出てるブラック企業と変わりませんよね。休みの日に、職員をボランティアという形で出して仕事をさせると。本来であれば、これ市民協働でのイベントですから、市の職員が出るというよりも、市民がそういったボランティアを募って、それで実行されるのが本来の趣旨と私は思うんですけども、市職員の中でボランティアで出たくなかった人って何人いますかって聞きたいんですが、多分ゼロって答えなんだろうなって思います。そういう意味では、やはりしっかりと、市の職員が出ざるを得ない状況であるならば、ボランティアではなく、私は職員として出て、それで休む日は休む、こういう形をとるべきだと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○市民部長（関田守男君） ただいま市職員のボランティアということでございますけども、今報告ございましたけども、150名のボランティアの方をお願いしてございます。内容を見ますと、1回からボランティアですということでございましたが、1回が総勢で57名、2回が総勢60名でございました。それに比較いたしまして、第3回は市職員以外の方で99名のボランティアの参加をいただいております。私どもは、基本的には今御指摘のあるようなことはございまして、本人が進んで手を挙げていただいたというところで対応してございますので、仮にこの方たちがいなくても、99名の参加をいただいておりますので、それを強制的に実施するというようなことではございません。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） であれば、99名の人たちでやればいいじゃないですかって私は考えます。正直この中で、全員とは言わないですけども、多分、ええって思ってる方、いるはずですよ。当日も暑かったですよね。ある意味、あの時期ってどっか行きたかったりという時期でもあります。そういうところから考えると、まだまだちょっとボランティア、市民参加が足りないんじゃないかなというところに、私は話を持っていこうかなと思っているんですが、実際、今回の実行委員会になったメンツを見ても、知ってる顔で、新しい顔というか、そういったのがなかったんですけども、この実行委員会に関しては募集できたんですか、それとも何か違う形できたりしてるんでしょうか。教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 実行委員会の募集方法についてでございますが、第1回から3回まで開催しまして、市報及び市ホームページ等で公募した市民と関係団体の方々と実行委員会を構成しております。うまかんべえ～祭では、地域ブランドの確立に向けた取り組みのほかに、地域住民の交流と市の魅力ある食文化を生かして、地域の活性化を目指しているイベントでございます。農業、商業、工業の関係者のほかに、意欲ある市民の方に集まっていただいております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 多分、関係者が多いんだろうなというふうに感じます。募集広告出して、実際それを見てきた方というのがどれぐらいいるのか、教えていただけますか。

○市民部副参事（小川 泉君） 一般公募の人数なんですけれども、第1回目、第2回目、第3回目と広報のほうで公募市民を5名というふうな形で募集をかけさせていただいております。各回とも、一般の公募の方々がちょうど公募人数という形でおさまっております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ということですね。全部は言いませんが、わかるような気がします。ちょうど5名の募集だけがというのも、何かおかしいですね。

まあ別にこれに関しては、募集という形をとってるんでしょから、募集がないと実行委員にはなれないのかなというふうに思いますけれども、やはりそういったところからもう少し、やはり知ってる人は知ってるけど、知らない人は知らないという状況が現状なのかなとも思いますし、やはり先ほど一番初めに言いましたけど、活動団体が悪いというわけではないですが、餅は餅屋ですんで、せっかくこういううまかんべえ～、グルメコンテストであれば、飲食を提供している商店さんに参加してもらうように今後はしていただければ、それこそおいしいものが食べられるということになると、やはりそれなりの来場者もふえてくるのかなというふうにも私は感じております。

実際のところ、このグルメコンテストとは関係ない、姉妹都市の山都町、今は喜多方でしょうか、ちょっと裏のほうにそば屋さんが出てましたけれど、あそこ、ある意味ずっとそばをゆでてました。そういう意味では、もう大変な状態だと言ってました。あれに関しては、私も実際向こうに行って食べさせていただいたりしたおそばですから、それなりのおいしさはあるなというふうに感じていますし、来場者も間違いなく、そちらに多くが回ったのかなというふうにも考えております。

そういう意味では、来場者、やはり去年でしたっけ、喜多方のほうで土曜日に行ったら、もう物がなくなって、日曜日、日帰りで食材をとりに行ったりとかというお話を聞いたことがあります。来場者、やはりおいしそうだな、おいしいものであれば、やはりそういう意味では買いますから、その中でせっかくこのうまかんべえ～の中でやってるのに、おいしいものがないけれども、何となく投票してこれが1位、2位、3位となるよりも、本当においしかったといって1位、2位、3位になれば、市内の商店とか、そこ、いろんな飲食店で提供するしないというのは、多分そこの方が提供したいって言うてくるはずですよ。現状、提供したいって言うてくるような商店さんって、多分、私はゼロに近いんじゃないかなと思いますけれども、自分たちから言うてきた商店さんってどのぐらいいますか。

○市民部副参事（小川 泉君） うまかんべえ～グルメといいますか、うまかんべえ～祭に出展されたメニューで、入賞メニューにつきましては、商工会を通じまして市内商店の方々にレシピを紹介するというので、中央公民館の調理実習室ですね、こちらのほうを使用しまして、デモを行った経過がございます。

その中で、お取り扱いいただける商店を募集いたしましたところ、第1回目のメニューにつきましては、市内でそのときに4店舗ですか、まあ取り扱いをしてくださるということで申し出がございまして、市内で取り扱っていただいた経過がございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 市内は多分、飲食店、4店舗以上ありますんで、そういう意味ではちょっと周知ができ

てなかったのか、それともそれに魅力がなかったのかというところになってくると思います。そういう意味では、別にこの4店舗だけじゃなくても、商工会のほうに魅力がなかったのかどうかというアンケートを、私はとったほうがいいんじゃないかなって思ってます。

結局、スポーツ用品店が、まさかクレープ出したり、ギョーザ出したり、カレー出したりするわけじゃありませんので、そういう意味ではやはり飲食店がそういうものを出しますから、自分たちの生活もかかっているんだと思うんですね。第1回るときに私、ある飲食店の方から言われたんですけど、1位、2位、3位というふうになったうまかんべえ〜の品物を置いてくれと。そこで出していただいて、売れなかったら少しずつなくしていくからというようなことを言われたらしいです。実際、私も又聞きですから内容がどこかでずれてるのかなとは思いますが、もしもそんなことを言ってるようであれば、地元の飲食店潰す気かという話でもあります。出るか出ないかわかんないものを出して、商品として提示して、出なかったら引き揚げますから。ある意味、もしそれを言ったのであれば、職員側もそれほどおいしいと思っていないというのが露呈しているのかな、私は思います。

そういう意味では、置いてくださいと言うんじゃなくて、やはり市内の商店が置きたいって思うような商品を、このうまかんべえ〜の中で開発していってもら。そういった形が私は必要なのかなというふうに思っています。その考えなしに先に、今後これから4回目、5回目、うまかんべえ〜をやるのであれば、私はやる必要がないと思っています。今回300万円近くの予算と、あと多分いろんな企業からお金をいただいているでしょうから、それなりの金額がかかっているわけです。それなりの金額で、私からするとあの規模かなって正直思います。やっぱりイベントとか携わった人間からすると、あの金を出せば、こんぐらいは集まるよねというのが私の考えでもありますので、せっかくそれだけのお金を使ったのであれば、それ以上の効果を生むためにもっとどうすればいいかというのも、実行委員会の中で話し合っていたいただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○市民部長（関田守男君） ただいま関野議員の御提案でありますけれども、実行委員会の中で今、今後、第4回目につきましては実施は決まっておりますけれども、中身をどうするかということについては、実行委員会で決めていくということで、前の御質問者の答弁でもさせていただきましたが、今後、研究といいますか、検討をしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 実行委員会の中には、頭のやわらかい若い方も多分いるのかなというふうに思っておりますが、もちろん年配の方の意見というのも、あつというところもあつたりしますので、いろいろな形で意見を聞かせて、よりよいうまかんべえ〜祭にさせていただきたいなというふうに思っております。

実際、第4回やって中身がある程度同じだったら、市長、もうやめちゃったほうがいいと私は思っておりますので、もうあと1回がチャンスだというぐらいの気持ちでやっついていかないと、予算の300万円、300万円ってでかいですからね。そのお金使って、これで終わりというのであれば、私はやめたほうがいいのかなと思っておりますので、その旨を実行委員会にもお伝え願えて、4回目、いいものをつくっていただきたいなというふうに要望をして、うまかんべえ〜については終わりにさせていただきます。

次に、芝生化についてです。

芝生化では、四小、そして八小と芝生化が進んだ中で、先ほど答弁にもあったように九小のほうでも、芝生化と言っていいものかどうかというのもあるんですけども、ポット苗での芝生化をするようになりました。芝

生出前事業という形で、大体バスケットコート、1年分ぐらいロールで引いてもらった芝生を、皆さんで、ボランティアの方でこうやってほぐして、ポット苗に入れて、ポット苗で成長させて、来週、再来週あたりに穴をあけて植えるという作業になってます。

校長に話を聞いたら、自腹で鳥取、行ってきたって言ってました。いろいろ話したら、私が行った、ニール・スミスさんのところに行ってお話を聞いたと。やはりそういう意味では、現地に行ったからこそ、そういったポット苗のやり方がわかったというふうにも言われてますし、そこに、現地に行くに当たっては、やはり四小と八小のほうで芝生化をやっていて、ああいったものを見て、やはり全面はできないかもしれないけれども、少しでもいいからやってみたい、そういう機運が高まって行ったと、校長は言ってました。

そういう意味では、私、四小と八小は本当に地域の方にいろいろ協力していただいて、そういった全面の芝生というのをやっていたいただきましたが、私が前々からやりたかったのは、多分御存じだと思いますが、このポット苗の芝生化です。ある意味、今回、九小のほうもやっていたいただきましたので、九小のこれからのポット苗の状況だったり、そういったものを見ながら市内の小中学校、校庭全部、私はやる必要はないかなっていうふうに思ってます。ある意味、校舎側だったり、どこか一部という形でポット苗というのは幾らでもできますから、まあ苗がないのであれば、それこそ今回やったように芝の出前事業という形で、ロールを持ってきてもらう。または今ある四小、八小の子供たちに、その芝生を1カ所、削ってもらって、みんなでほぐして苗をつくって、それでほかの学校にそういったポット苗を植えていく、広げていくという活動だって私は一つだと思っておりますが、その点についていかがお考えでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 東大和におきましては、先ほど答弁にもございましたように、四小、八小が東京都の芝生化事業でかなり広い面積の芝生を実践しております。ここで九小におきましては、校長先生のほうで、前任校でも芝生化を実践されて、大変意義あるということで構想を温めてきて、ここで東京都の芝生の出前事業を活用して、今、関野議員から御紹介がございましたような日程で、ことしの秋に予定されております学校の運動会のときに、芝生をオープンにしたいという目標を掲げました。それに向けて、東京都のロール芝をほぐしてといいますか、今ポット苗もたくさん、ボランティアの方、御父兄、保護者の方の御協力で作っていらっしゃるのも見せていただいています。このような四小、八小、そしてまた新しい試みとして九小での試行が、ここで始まっておりますので、市内には3つ、モデルケースといいますか、実際に目にすることもできるし、手に触れることもできる。また、そこでの子供たちの遊び、そういうものなども見ることもできるものがそろってまいりました。そういう中では、ほかの学校におきまして、実際にそういうものを、近いところにありますので、ごらんいただいて、先ほど教育長からございましたように、学校長の経営方針、またその中で芝生化を地域の方、ボランティアの方の御協力が得られるという、そういう機運が高まった場合には、教育委員会としてもできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**8番（関野杜成君）** ありがとうございます。

九小に関してなんですが、まあこれからポット苗を植えて育てていくんですけども、芝刈り機だったり、例えばエアレーションの機械、機械というか道具ですね、多分このホッピングみたいな、ああいうのでエアレーションをかける鉄の普通の道具があるんですけど、そういったものさえあれば、私は管理できるのかなと。もちろん肥料だったり、そういったものも必要にはなってきますが、ある程度、人力が必要なものというのはそういったものなんですが、そういったものに関してはどうのような形で用意していくことを考えていますか。

○建築課長（中橋 健君） 人力で維持管理する道具に関しましては、第四小学校、それから第八小学校のほうに、既に芝生化したときに納入されておりますので、そちらのほうで使用しないときに、影響ないような範囲の中で一時的に借りてきて、いたしまして、それで九小のほうで使っていただければなと思っております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 四小、八小は多分機械があつたりするからなのかなと思うんですけども、まあそういう形でお借りしてということでやるのも、まあまだ1校目というか、1つ目ですからいいのかなと思うんですが、今後やはりそういった大きな面積での芝生ではなく、小さな面積での芝生というものを各学校が行うのであれば、手押し芝刈り機だったり、手でやるエアレーションだったり、そういったものというのの購入も、やはり検討していったほうがいいのかというふうには考えております。九小については、ちょっとこの辺でなんです。

四小と八小のほう、先ほど管理費が1平方メートル930円でしたっけ。930、ちょっと聞き取れなかったんですが、そのぐらいだということなんですけど、この九百何十円っていうのは、四小の管理する場合の1平米単価なんですか、それとも八小のほうの管理する1平米単価なのか教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 935円と申しますのは、こちらは平成25年度、昨年度までの東京都の維持管理を対象としていただけるときの平米単価ということになっております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） であれば、今、八小と四小はどのくらいの平米単価になってるか、わかりますか。

○建築課長（中橋 健君） 平成26年度で申し上げますと、契約金額、税込みベースでございますが、平米単価に置きかえますと第四小学校のほうが548円、次に第八小学校ですが、こちらのほうが1,008円でございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 第四小、548円。ああ、いいところまできてますね。私の目標、300円ですので。これから先、多分、八小と四小のほうの仕様書、確認させていただいてますが、まあ芝生の点検とか、またはエアレーション、先ほど答弁にもあったように、そういったのをちょっと少なくして、まあ定着したからということなんでしょうね。定着したから、これを少なくしているのかなというふうには思うんですけど、四小のほうに関してはまだまだちょっともう少し削れるんじゃないかなというふうには思っております。ある意味、肥料の配布だったり、まあ芝刈り等に関しては、ある程度、ボランティアの方がもうなれてきてはいるのかなというふうには思いますので、やってもらうのではなく、ある意味、管理というか、見てもらう。やるときに、危険がないように見てもらうとか、そういったほうに回ってもらう、そういったことというのは可能なのか。または現状でやると、業者がやらなくてもいいんじゃないかなというのがまだありますので、なるべくボランティアの方にやっていただくような形にして、この単価を下げたいんですけども、その点についてはいかがでしょう。

○建築課長（中橋 健君） 現在の管理委託の内容につきましては、第八小学校におきましてはエアレーション、冬芝の種まき、肥料の散布、芝生点検、芝生の育成指導、それから機器の点検作業でございますが、第四小学校につきましては、芝生の計画ですね、3年が経過しましたので、根がついてきたということで、維持管理につきましては今年度は昨年度の内容から育成指導をなくしまして、エアレーション、芝の点検の回数をこちら両方とも半分に見直しました。肥料の散布につきましても、委託の回数を減らした分、維持管理組織のほうにお願いしてございまして、今後はこの芝の生育状況を見きわめながら、委託管理していく内容を今後検討・見直

ししていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） そうですね。見る限り大体半分ぐらいになっているのかなというふうには見れるんですが、やっぱり業者の方がある程度やっていくと、ボランティアの方は見てるだけで、何やってんのかなっていうところになってくると思うんです。そういう意味では、この作業は何をやってるんだよとか、そういったのを教えてあげたりとか、それをすることによって多分ボランティアの中でも、その芝生の管理の仕方というイメージが湧いてきますので、そのイメージを湧かすことによってもっと回数が減らせられるのかなと。やることは、今ある機械で芝生のカットをしたり、またはエアレーションしたりというそういったところですから、あとライン引きとか、ここら辺はボランティアさんというふうになってますけれども、ほとんどがある程度わかればでき得る内容ですから、その理由としては、味の素スタジアムみたいに1平米2万円とかかけてやるようなグラウンドではありません。私が目指してるのは、先ほども言ったように1平米300円の管理費というふうに考えていますので、場所によっては茶色くなったり、剥がれてしまったり、そういった状況でも私はいいと思います。そういった意味では、ちょっと養生を今やってたりというのものもあるらしいんですけども、四小なのかな、夏休み期間とか、そういう期間というのは、地域の人は使えてる状況なのかどうか、ちょっとその辺についてお伺いします。

○建築課長（中橋 健君） 養生に関しましては、学校のほうですね、本来なら良好な状態で維持管理するためには、シート養生ですね、こちらのほう頻繁に行うことが必要でございますが、校庭ですので、まあ使うという芝ということで進めておりますので、冬休み、それから春休み、こちらの期間を利用いたしまして養生しているところでございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 期間中ということによろしいですかね、その春休み期間中、冬休み期間中。

わかりました。状況によっては、その期間中でも、やはり地域の方が、四小だとサッカーも野球も、八小でもそうですけども、ありますので、そういう意味では養生期間というのもうまく考えて、利用者が利用できるような形を考えていくべきかなと。

私が聞いたのは、夏休みがずっとというお話を聞いてたんで、ちょっとそれはよくないだろうということで、ちょっとお話をさしていただいたんですが、そういうことはないですよ。

○建築課長（中橋 健君） 芝の育成状態によって判断して、シート養生等をしてまいりますので、その中で休みの期間、行っていくということで、今後とも調整したいと思っております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 芝生もそうですが、人間もそうです。余りかわいがらないでください。痛めつけたほうが、やはり強くなりますので、そういう意味では芝生に関しては、もちろん養生も必要かもしれませんが、それに対応するような形で、例えば種だったり肥料だったり、はたまたエアレーションだけでやわらかくすれば、もちろん簡単に剥げちゃいますから、そういう意味では本来はその上から重いおもしで押していく、整形していく、多分この仕様書などにもあると思いますけど、そういったことをやっていくことで、もっと根がついてきます。そういう意味では、四小と八小に関しては根がつきにくい工法でやっていますので、土を乗っけて、その上に芝生を置いてますから、単純に根は下にいくよりも、土の間を通過してなかなか下にいかない。そうすると、芝生自体もしっかりと根づかないという形なんで、ちょっとその辺も検討しながら、やはりエアレーシ

ョンだったり、そういったものが大切になってきますので、その部分を徹底してください。

そういう意味では、このポット苗というのは、もうすぐに穴あけて入れちゃいますから、かたかろうが何だろうが、外にしか伸びれないというんですか、根が。だから、そういうところからすると定着は早いです。ただ、ここから伸びていくというのが、あとは気温だったり水のまき方だったり、肥料のまき方だったりというところもあるんですけども、先ほどは学校のほうに関していろいろと地域の方から声があれば、それに向けて手当てをしていただきたいというようなことを質問させていただきましたが、市内の公園またはグラウンド、そういったところに関しては、このポット苗、植えてはいかがでしょうかという質問なんですけど、いかがですか。

○環境部長（田口茂夫君） 市内には、公園、緑地、こども広場を含めると110カ所以上ございます。現在、この公園等につきましては芝生化をしてない状況でございますが、今学校等におきましても、鳥取方式というふうな話になるのでしょうか、そういったお話もお伺いしましたので少し、管理費の問題等がちょっと若干懸念される点もございますので、そこら辺はちょっと研究してみたいなというふうには思っております。

以上です。

○8番（関野杜成君） まあ市内のちっちゃな公園等に関しては、多分除草というか草刈りというのをシルバーさんかなんかに頼んでいるのかなというふうには見えます。町なか歩いてると、シルバーの方がお話ししながら一生懸命あの暑い中、ほっかぶりしてやっていますんで、そういう意味では一つの仕事の中でも、コミュニケーションが培われながらの仕事なのかなというふうには思っております。そう考えると、あの草刈りをする時間で考えれば、多分全体をポット苗にして芝生化してしまうと使いづらい場所もちろんありますし、全体をしたい場所もあると思うんですね。場所によって周りだけ芝生化するとか、そういう形でも私はいいと思いますし、もちろんそれに対して先ほど言ったエアレーションだったり芝刈りだったり、そういう作業の時間を考えると、多分今と大してシルバーさんがやってる時間は変わらないのかなというふうにも考えますので、なるべくそういった空き地、空き地というか公園ですけど、砂だけになってる公園、やはりそういった砂ぼこりの対策だったり緑の形成だったり、そういったところから公園等もやっていただきたいなというふうには思っておりますので、これについては要望とさせていただきます。

そこで、公園に関してちょっと先ほど小学校のほうに、ほかの小学校にというようなお話もさせていただいたんですが、ある意味、小学校の子供たちが少しずつそうやって芝生を公園とかで植えて管理していくという方法も、一つなのかなというふうには、私、考えました。

これもともと私が議員になったときからずっと言ってる、この芝生なんですけど、まあどっかでもお話しさせていただきましたが、昔、私がちょっと海外に行ってたとき、友人の家で夕方、ちょうど夏休みですね、昼間から夕方にぼうっとしてたときに、ピンポン、子供が来たんです。何だろうなと思ったら、1ドルで芝生刈らしてくれて言いにくるんです。まあ初めは何だったかわかんないで、とりあえず海外は怖いんで帰しちゃいました。そのとき友人のお母さんに聞いて、いやあれは小学生、中学生の子供たちのバイトなんだと。地域の人たちは、それわかってると。そういう意味では、そういうふうに来た子に関しては、1ドル渡して芝生をきれいに切ってもらいなさいというようなことを言われました。これって多分、今、中学校でやってる職業訓練と変わらないですよ。職業訓練よりいいかもしれない。ある意味、そのお宅に行く、営業するわけです。ピンポンと鳴らして、芝生やらしてください、1ドルです。交渉するわけです。交渉がそこで契約されて、自分で実行して対価をもらうんです。これってすごく、ある意味、職業の訓練にもなるのかなというふうには

よつと思ったので、お話をさせていただきました。

まあ、この件に関しては質問事項に入れてませんので、なかなかいい話だなと思ったら、今後の検討材料としていただければなというふうに思っておりますが、先ほど言った小学校の人たちが地域の公園、そういったところにポット苗を使って芝生化にすると。そういったことに関しては、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 今、直近で動いてるのは九小の校庭の広場です、芝生広場。こちらにつきましては、既にポット苗をつくる時も、自分たちの芝生広場をつくるということで、まあ保護者の方あるいは学校の応援団、Qプロと呼んでますが、そういう方々のボランティアの方々と一緒に子供たちも参加しております。また今月には、そのポット苗を実際に植えつけるという、そういうイベントがございますが、その際にも4年生、5年生、6年生の児童にも参加を呼びかけておまして、そういう際には学校の中で、校庭の中で学校の先生もおりますし、また保護者の皆様もいらっしゃるという中での作業となりますので、進めやすい面もあるかと思えます。

今新たな御提案ということで、地域の公園でということにつきましては、これまでまだ検討したこともございませんので、そのような保護者と一緒に行けるものであれば、また考え方も違うかもしれませんが、子供たちだけでというのも、またいろいろな難しい御時世でもございますので、研究させていただきたいと存じます。以上でございます。

○**8番（関野杜成君）** まずは九小がポット苗ですから、その流れを見ていただいて、もちろん防犯面とか、そういった子供たちがやるのっていろいろありますので、それを見てどのような流れがいいのかっていうのも検討していただければなというふうに要望をして、芝生化については終わりにさせていただきます。

○**議長（尾崎信夫君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時46分 開議

○**議長（尾崎信夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**8番（関野杜成君）** では、入札・契約についてお伺いをいたします。

3月議会で、おとしです、おとし市の庁舎清掃委託かな——に関して、初めて呼んだ企業があったと。その企業は、川崎のほうで本店が指名停止なのにもかかわらず、当市はそれを呼んでしまったという経緯がありました。

先に聞きます。今年度の契約でそういった業者、まあ呼んでますかって聞いても、呼んでますと言ったら大問題ですけども、そういうのを呼んでないと思いますが、まあ入札、契約自体、何か問題なく今回は終わったのかどうか、まずその点についてお伺いします。

○**総務管財課長（東 栄一君）** 今年度、26年当初契約における状況でございますけれども、当初の契約事務につきましては、事務が繁忙するため、人員体制でできる範囲で調査をしながら業者の指名をしてるところでございます。その時点では、問題ないものとして判断して事務を進めてまいりましたが、改めて確認をしたところ、東京都で指名停止中だった業者を、見積もり合わせのほうに呼んでいた事案が見つかりました。今後できる限り事態を把握しながら契約業務を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○**8番（関野杜成君）** 大問題ですよ。何でその業者、呼んだんですか。

○総務管財課長（東 栄一君） 呼んだということでございますけども、一応契約締結はしてございませんが、今回の案件につきましては、高齢介護の事務委託の事案で指名していた業者でございました。東京都発注の契約にかかわる契約で、契約の相手方と決定されたものが、正当な理由がなくて契約を締結しなかったということで、不誠実な行為として指名停止の決定を受けたということでございます。この指名停止期間が、平成26年1月28日から平成26年7月27日までの6カ月間ということになりますので、結果として当市の当初契約期間中ではございましたので、確認が可能であれば指名することは避けられたケースであったとは考えてございます。

ただ、こうしたケースを、昨年の25年当初契約のときの川崎で指名停止があった業者を呼んだ場合もそうだったんですが、ほかの市を見ますと、その業者と契約をしています。何市かありました。ですから、新聞報道等で明らかになってるケースについては把握はしやすいのですが、そういった各市町村で指名停止があった関係について、今ホームページのほうがありますからなるべく、検索はできるようになってますけども、それでも非常に難しい状況にあると。そういう中で、結果として今回についても、1件漏らしてしまったケースがあったところでございます。今後できる限り情報把握に努めながら事務を進めたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） どうなんですかね。問題がありましたと言ったやさきに、そういったのが起こることとは、余り私の質問に関しては、どうでもいいやって思ってるんですかね。部長、お答えください。

○総務部長（北田和雄君） 業者の指名につきましては、確実な契約の履行をやる上では、そういう指名停止を受けた業者は排除するというのは原則でございます。ただ今、総務管財課長のほうから御説明しましたとおり、報道等で明らかになるものについては把握できるんですけども、各自自治体が指名停止にするものについては、各自自治体のホームページで掲示するだけですので、できる限りそういう把握には努めますが、完璧に把握することはやはり困難な状況でございます。極力避けたいと、避けるという姿勢ではございますけども、今回につきましては把握が一部漏れてしまったのが出てしまったということでございまして、関野議員の指摘についてできる限り対応はしてきたんですけども、十分できなかった部分があったということでございます。

以上です。

○8番（関野杜成君） まずは情報収集するのが、まず第一だと思いますし、前回は総務部長もそのようなことをおっしゃってました。やはり現状、答弁でもありますように、各自自治体でも指名停止に関してはホームページに載っかってます。ちゃんと一覧表で出てます。そういう意味では、確かに多くあるかもしれませんが、多くあるから、じゃ適当にというのは行政では許されないので、そういう意味で時間をかけていろいろなものを確認しているはずですよ。本来そんなに時間かける必要ないでしょうというぐらい時間かけてるはずですよ。であるならば、こういった仕事もしっかりと調べていかないと、こういったことが起こるだろうというふうにも考えられます。今後は注意してくださいというのでやめるかどうか、ちょっと今、私、考えてますが、まあこの件についてはまた別のときにやろうかなと思ってますが、これ以外にはじゃ問題はなく、全て終わったということでよろしいですか。

○総務管財課長（東 栄一君） これ以外については、特に問題なく終わってございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） わかりました。ちょっと、まあその件については次回にしようか、時間があればというふうにします。

次、支店登録なんですけれども、やはり地元業者育成というところの観点から考えてくると、例えば……。

その前に先に、先ほどの答弁の中で条件付き一般競争入札を行う、試験的に行うというようなことを先ほど言われてましたが、これどういったことをやろうと思ってるか、お伺いします。

○総務管財課長（東 栄一君） 条件付き一般競争入札でございますが、本定例会の最終日の追加議案で出す予定になってございます。中央公民館の耐震補強工事につきまして、条件付きの一般競争入札をするものでございます。一般競争入札につきましては、平成7年度を最後にやってございませんでした。十七、八年たってございまして、各市の状況で地方自治法の大原則は一般競争になっておりますので、できる限りこれを進めていこうということで、今回まず試行で一般競争入札をして、その次に本格実施について検討していくということで進めているものでございます。ちなみに、一般競争入札ということでございますので、適正な履行の確保という観点から、最低制限価格の設定もしてございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 条件付きというのは、最低制限価格を設けたということだけでよろしいでしょうか。

○総務管財課長（東 栄一君） ちょっと資料がないのですが、例えば都内に支店、本店を有する業者であるとか、それから耐震補強の実績を有してるとか、幾つかの条件を付してやったものでございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） まあ、これ都内というふうにしたのは、市内にそういう業者がいないであろうということがわかった上でやったのであればいいんですが、私が言いたい条件付きの部分に関しては、市内業者という条件をつけるのも、ある意味いいんじゃないかなと思っております。それこそ調べるのが不得意だということですが、ホームページで立川市、前も言いました、立川市を見てください。条件つきの中に、市内業者、市内に本店または支店のある業者というふうに書かれています。それ以外は何があっても申し込みができないという形になってます。それって私から見ると、市内業者育成という観点にぴったりだなというふう思うんですけども、そういったことに関しては今後やっていこうかなという気はあるのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 今回の中央公民館の耐震工事の条件つきで都内に本店、支店を有するという設定した理由でございますけども、まず工事金額が1億円を超える額で、かなり大きな額で、市内にそれを履行できる事業者はいないということと、あと一般競争入札になりますから、どこからでも入札ができます。ただ、現実的に遠くの、例えば北海道ですとか九州ですとか、入札されて応札した場合、履行が本当に大丈夫なのかどうなのかということもありますので、履行の安全性を考えて都内というふうに条件を設定したものでございます。

それから市内業者の育成の関係ですけども、これは指名競争入札のときに、市内業者優先で指名をしておりますし、指名に当たって市内と市外の業者では工事などではランクづけで、市内業者のほうが低いランクまで指名できるような配慮をしておりますので、地域振興の観点から市内業者の育成には日ごろから努めているところなんです。

以上です。

○8番（関野杜成君） もちろん以前も部長の答弁の中で、市内業者はランクでというようなお話を聞きました。その中でも、やはり指名で競争入札を行うに当たって、市内業者しかいなければ市内業者しか落とさないわけですよ。市外業者が入ってくれば、そこでももちろん競争ですから、入ってきたらそれこそとられちゃう可能性だってあるわけです。それに関しては、まあ多分、独禁法の中には問題はないのかなと思ってますし、他市でもそういうことをやっていますから、それに関しては問題ないと思いますので、できる業者が市内にあるという

ことであれば、やはり市内業者のみというような条件つきでも、私はいいのかなというふうに思っております。

それを行うに当たってなんですけれども、前回も言わしていただきましたが、支店があるというような登録をされてる業者が多くあると思います。その支店というのは、本当に業者の事業所、事務所としての支店があるかどうかというのは多分把握はされておられませんよね。把握してるかどうか、ちょっとその点だけ伺います。

○総務管財課長（東 栄一君） 市内に支店があるかどうかについての確認は、書類上でのみしてございます。以上でございます。

○8番（関野杜成君） そうだと思います。そういう意味で、前回も立川の支店登録という形でお話をさせていただきました。立川の事業所の登録の中で、事業所の現状届というものがあります。まあ言ったんで、多分そちらにもあると思いますが、その裏面に、外観の写真、室内の写真というふうに写真を張るところがあります。これ聞いてみたら、理由は簡単です。普通に職員の方が、例えば東大和に住んでいたと。そこに電話1本置いて、そこを支店にするということができないようにするということです。立川のほうは、以前いろいろと入札で問題がありましたから、それ以降、大分いろんなものを条例だったり規則で、施行規則だったりつくって、市内業者育成しながら、そういった方々の外からの業者です——を入れなくしてると言い方も変ですけども、なるべく市内業者にやらせよう。なおかつ、談合、そういったものが起きないようにしよう。そういったことでいろいろ勉強されてますので、再度聞きますが、この事業所現状届、こういった立川市のようなもの、こういったものを取り入れる気はございませんか。

○総務部長（北田和雄君） 前回の議会のほうで御提案いただいた内容でございます。立川のほうのいろいろ調査など、今してる最中でございますので、今後、市内業者といった場合、本店がある、あるいは支店の場合と、それから支店も今おっしゃったとおり、ちゃんと店構えをしてるケースと、まあ転送電話だけのケースというようなものあるかと思えます。実際そういう支店があるかどうかは把握してませんので、あるともないとも、まあ東大和の市内について言えませんが、そういったものはできるだけ排除できればというふうには思っております。以上です。

○8番（関野杜成君） そうですね。現状確認してないですから、あるないは多分言えないと思います。ただ、そういう意味ではあるかないか、そういったものを確認するために、これは必要かなと私も思いますし、ある意味、これをする事によって支店登録というものが、その住んでる方の家に電話を置くだけではなくるんです。ある意味、事務所として借りなきゃいけないんです、物件を。物件を借りればお金が流れるんです。そうすると、市内にいろいろな効果が出てくるわけです。そういったのも含めた上でのお話ですので、まずはこの支店登録事業所現状届を実施していただくのと、まあ最低価格に関しては今議会の最終日に条件付き一般競争というところで、一応やってみようというようなことですから、それをやった上で、じゃ実際どうするのか、ほかのものにも広げていくのか、そういったのを考えていただければいいなと思います。なおかつ、市内業者、市内に本店または支店のある業者、もちろん仕事のできるであろうところになれば、仕事のできる業者が市内にないのに、市内だけってやっちゃうと不履行になっちゃいますから。そういう意味では、その3点に関しては早急に私はやっていただきたいなというふうに思っておりますが、市長の御意見をお聞かせください。

○副市長（小島昇公君） 契約について御意見を賜りました。なかなか市内の業者さんの数にも限りがございますし、金額によって指名をさせていただく業者さんの数というのも決まっていたり、条件が難しいものがござ

います。ただ、他の議員さんから一般質問の中で、大雪のときというようなこともお話いただきましたけども、市内の業者さんにはそういったときにもお互いに助け合っているということもございます。ですからそういうところとか、市内業者を育成するという意味で、市内の業者さんができる仕事については、なるべく市内業者さんの仕事が指名に入れるようにということは気をつけていきたいと。

ただ支店の扱いについても、今はっきりわからない部分もございますので、よく調べた上で検討させていただくことにさせていただきます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 短目の検討をしていただき、答えを出して、どのようにするかを決めていただければと思います。これについては、また後日やろうと思っております。とりあえず入札に関しては、この程度に一度とどめます。

次、情報コーナーについてです。

玉川上水駅の敷地内に、今度、情報コーナーが設置されるというようなお話を伺いました。業務内容に関しては、現状まだ検討委員会が立ち上がったばかりなので内容が決まってないということですが、簡単にも御説明はできないかなと思ひまして質問いたします。できないならできない、決まってないなら決まってないでも構いません。

○企画財政部参事（田代雄己君） 確かに具体的な内容につきましては、検討委員会でこれから検討していくということになっておりますけれども、当初の借りる目的としましては、東大和市の魅力の発信や行政情報を発信する施設に活用できるんじゃないかというような大きな方向性の中で、まあ借りるような判断をしたということになっております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 大和の魅力の発信、大和駅でいうと、あそこの情報コーナー、玉川上水でいうとこの情報コーナーというくくりで考えていいのかなというふうには思いますが、ある意味、どちらも東大和に来て、一番初めに目につくところになるのかなというふうには思っておりますが、今回このような形で質問をさしてもらったには、提案をしたいなと思ひまして質問をさしてもらいました。

もう今は小平のほうはやってないんでしょうかね、多分住基ネットに住民票とか出すような形で公民館に置いてあったりというのが、今現状、小平ですけれども、私が議員になる前でしたかね、十五、六年前に、小平の友人がいて、たまたま迎えに行つて遊びに行こうと思つたら、「ちょっと八百屋寄つて」つて言われたんですね。「八百屋に何しに行くの」つて言つたら、「住民票とり行く」つて言うんです。八百屋に住民票つて思つたんですけど、その後いろいろ調べてみたら、小平のほうでは地域ごとに、商店さんに住民票とか印鑑証明とかそういったのを配達して、その商店さんが免許証とか、そういったものを確認してお渡しするという制度が以前ありました。現在は、今、小平は住基ネットを使ってカードで出すような形になってますけれども、そういう意味でこの玉川上水にあるこの情報コーナー、ここで住民票だったり戸籍謄本だったり印鑑証明だったり、そういったものの証明書の発行ではないですね、渡すところとしての活用はできないかというような提案です。

もらうまでの流れとしては、市役所のほうに連絡をしていただいて、自分の名前等を言つていただくと。またはインターネットのほうに、そういった申し込みのものをつくつていただいて、それを申し込むと。何日か後に、そこの玉川上水の情報コーナーに職員が持つていきます。そこで実際に予約をした方が、その窓口で免

許証ないし何なり身分証明書を提示して、それを手渡しできる。そういった形のものが、私はできたらおもしろいなと思っておりますし、今回の質問の中でも市長も、市役所に市民が来なければいろいろなサービスもしやすいし、ほかのところで済めばそういったものもいいというような答弁もされておりました。そういう意味では、役所に来なくても住民票だったりそういったものはとれるという形で、私はサービスとしてはいいなというふうに思っているんですが、こういった提案なんですけど、いかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今御提案いただいた内容でございますけれども、実際の今、活用の方針が具体的に決まってないというところでございます。また検討委員会で、その利用につきましては今後詰めていきます。その中で、今御提案あったような対応ができるかどうかも含めて、また検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 内容が決まってないので、提案さしてもらってます。そういう意味では、一度その形をもんでいただいて、できるのかできないのかというところで検討していただきたいなというふうに思います。もちろん業務時間とかオープンしてる時間は、平日だったり土日だったりというのは、夜8時とか9時ぐらいまでにしていただかないと、その意味がなくなってくるので。そういうところからすると、ある意味、情報コーナーとして大和の魅力の発信という観点からすると、朝から別に俺はここはオープンしなくてもいいのかなって思ってます。ある意味、朝というのは玉川上水においてくる方は仕事をしに来る方、または玉川上水を利用する方は通勤する方というところを考えると、例えば朝10時にオープンして夜の8時に閉まるとか、平日は休みはあるけれど、土日は休みがないとか、そういった形で今の役所と同じような定休日、時間で考えずに、それ以外の形で考えるような、そういったところも検討課題に入れていただいたほうがいいかなと。そうすることによって、来れない方が来やすくなるということになりますので、そういう部分での検討ですが、再度といってもあれですけど、実行委員会の検討項目に入れていただいて検討をしていただけますでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 市民部の所管というところのこともございますので、若干状況を報告させていただきますと、今、御質問者の御提案ということですが、どこでも住民票等とはとれるというところでは、いわゆるコンビニエンスストアで可能かどうかということなども、将来的には検討の一つでございます。そして、またただいまの施設での対応でございますけども、これについては現在、市内の公民館と市民センターと合わせまして7カ所で、電話で事前に申し込んでいただいた方には出しているという状況でございます。

これは他の議員からも御質問いただいておりますけども、この地域に、今7カ所の地域において実施しているわけですが、その地域的なバランスがございまして、例えば高齢化が進んでいるところですかね、そういったところに、そういう場所がないというような指摘もございまして。今あるのは狭山、蔵敷の公民館、そして奈良橋、上北台、南街、桜が丘、向原の市民センターでやっております。こうしますと、ただいま玉川上水と桜が丘が非常に直近でございまして、歩いて5分かからないところにあるというふうなこともございまして、また一方で北の地域では高齢化が進み非常に困っているというようなところもございまして。そうしたところで、全体的に考えたときに、今の御提案の関係については、どうするかということも含めながら、また企画財政のほうで全体的な議論がされるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） まあ、その7カ所でやっているものとある意味同じです。そういった形で、せっかくそういうところにあるのであれば、私もやっていただきたいなというふうに思っておりますので、まだ何も内

容が決まっておりますから、そういったことも踏まえて検討していただければなというふうに思っております。

情報コーナーについては、本当これだけですので、終わりにしようかなと思うんですが、ただ1つ、契約に戻ります。

先ほどことしの契約は問題なく終わったというようなお話を伺いましたが、もう変更しないですよ、その言葉は。

ああ、いなくなっちゃったか。そうか、そうか。帰っちゃった。（尾崎利一議員「帰っちゃった。さっき終わったから」と呼ぶ） そうだね。

と言いましたが、ちょっとかちやかちやとホームページを見てみました。3月13日のこれは契約ですかね。ホームページ上に載ってるものです。「本件は契約期間の開始前に採用業者による辞退届が提出された。」、これ入札でとった方が辞退をしたということなんですけど、これ問題じゃないんですか。ある意味、辞退するような業者を呼んでること自体が、私は問題かなというふうに思うんですけど、この件についてはいかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） その件ですが、見積もり合わせですね、年度当初契約ですからね。その時点で、落札をしました。それで実際履行したんですけども、まあ業者のほうの仕様書の読み違えとかがあって、想定してた契約金、業者が思ってた内容よりも仕事が多かったと。それ読み違えなんですけどね、仕様書のほうの。まあ、そういうことがあったようです。ただ、まあそれでも一応落札したんで、4月はやっていただいております。ただ、もうこれ以上できないということがあったんで、それは辞退が出てしまったということでございます。

○8番（関野杜成君） そういう業者、呼ばないほうがいいんじゃないですかね。仕様書が読めない業者って、どうなんですかね。単純、まあ見積もり合わせといえども、やはり入札参加申し込みをしてる業者であって、なおかつそれを受け付けたわけですから、市としては、ここにこれを呼ぶということは、この業者であればできるんだろうというところでやってるんでしょうけれども、まあ実際入れてみたら仕事の内容がちょっと量が多かった。まあ仕事の量を少なく見積もってたからとったんでしょうけれど。ただ実際、仕事の量もその仕様書でわからない、読み込めない業者であれば、やはりこういう業者は呼んじゃだめなんじゃないかなというふうに私は思ってますし、それなりの罰則を私は加えるべきなのかなと思います。

やはりそういう、先ほども言わしていただいたように、最低価格とかそういったある程度の縛りがないと、どうでもいい業者、どうでもいい会社が来ます。どうでもいい会社は、ある意味もうけをとらないようにしてるのか、とりあえずとればいいやという形で入れてきたりもします。ある意味、前回から言ってる安かろう悪かろうというところに、私はかかってくるのかなと。以前もNTTさんは1円で落札して、その後、契約にはない維持管理費という形で黒字に企業としては変えていたなんていうような問題もありましたけれども、やはりそれと同じではないんですが、その仕様書、こういう仕事です、これに対して幾らですか、それが読めない事業所は、やはり今度からは呼ばないようにしていただきたいというのと、問題なく終わったというところからすると、これは問題があったんじゃないかなって思うんですけど、これを言わなかった理由を教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 今回の業者については実績もありましたので、それで見る限り履行できるということで、見積もり合わせの業者に加えたものでございます。まあ仕様書の読み違えによる積算額の業者による誤

りですね。これに関しましては、先ほど川崎の例で、指名停止を受けた業者の例がございましたが、この業者もそういったことだったんですね、指名停止の内容を確認しましたところ。契約をとったんですけども、契約金額と実際、自分たちが積算金額を間違えて原価割れの金額で契約してしまったと。ですから履行できないということで契約辞退をしたということで、川崎は指名停止をしたということなんですね。たまにある事例でございます。

今回の業者につきましても、やはりこれは仕様書がわかりにくかったとかいろいろ理由はあるかもしれませんが、どうあれ一応業者として落札した以上、履行するのがやはり責任だと思いますので、これについてはそれ相応のやはり対応を考えなきゃいけないというふうには考えております。今後こういうことがないように、仕様書も明確に書くように各所管にはよく指導をしますし、二度と起きないようにしたいというふうに思います。

以上です。

○8番（関野杜成君） まあ、そうですね。仕様書、わからない部分というか、書き方が読み取れない部分等もあると思います。ただ、そういうときは電話して普通聞きますよね、業者さんは。これはどういうことですか。そういうこともできないのであれば、ある意味、私がこれから言おうかなと思ったんですが、その川崎の業者、そのような同じようなあれで、やっぱり1年間指名停止というふうになってるわけですから、当市でもこういったものに関しては、しっかりと対応していただかないと、まあ言葉は悪いんですけど、なめられると思いますので、しっかりと対応をとっていただきたいなと思いますが、この件に関しては市長に聞いてもしょうがないので、副市長になるのかな、これ選定委員会の長となると。ちょっとそこら辺、お聞かせください。

○副市長（小島昇公君） 業者さんの選定、また辞退をしたことに対する対応をということだと思います。仕様書の部分が非常にこう、業者さんいわく、業者さんはこうとれたという部分があり、市としてはそういう意味じゃないよというところで、少し確かに見づらかったというところもございます。ただし、関野議員おっしゃったように、そこに応札してくる業者さんですから、責任を持ってやる、仕事を履行する責務があるということでは重い責任だということで、まあ一定の期間は履行をしていただいたところで辞退を受けたということで、今回は対応させていただきました。今後の指名につきましては、こういうことがあったということを、市として十分に認識した上で進めたいと思います。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） まあ一定の時間、履行していただいという方が何だろうが、それに関しては履行しなければ、逆にふざけるなって話ですからね。最低でもそれぐらいの履行をしていただく時間がなければ、次、決めることができませんので、それは当たり前の話であって、まずはこの読めなかった、読みづらかった、そういった言いわけをする業者はやめましょう。しっかりと対応をとっていただくことを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問をさせていた

だきます。

まず大項目の1ですが、国保の広域化及び国保税の負担軽減についてです。

ことしの1月31日に厚生労働省は、国保の運営を市町村から都道府県に移す制度の改定について、全国知事会等の地方三団体との協議を始めました。現在も国保税の負担軽減を要望する市民の声が多く聞かれますが、広域化で一層負担が増すのではないかと心配もされています。

以下、伺います。

- ①制度改正の概要について。
- ②市の対応の見通しについて。
- ③現行での負担軽減の要望に対する考えは。

大項目の2では、扶助費・就学援助に対する、生活保護基準の引き下げ、また消費税増税の影響についてです。

この4月、消費税率の引き上げが実施され、また生活保護基準の連続引き下げが行われました。扶助費や就学援助の受給世帯への影響が懸念されます。

以下、伺います。

- ①として、影響が及ぶ制度の範囲と世帯数・人数の見通しについて。
- ②として、影響が及ぶ世帯への対策についてです。

大項目の3は、「ごみが放置されたままの建物や土地」の対策について。

近年増加しているとされる「ごみが放置されたままの建物や土地」の対策について伺います。

- ①として、市内での現状について。
- ②として、市などの対応についてです。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、国民健康保険制度の広域化に関する制度改正の概要についてであります。本年1月末に厚生労働省と全国知事会等との広域化に関する協議が始まったところでありますが、現在のところ制度改正の概要等について、国や東京都から具体的な方針等は示されていない状況であります。本年7月をめぐりに、この協議の中間取りまとめ報告が行われる予定でありますので、今後の動向を注視していきたいと考えております。

次に、市の対応の見通しについてであります。国民健康保険制度の広域化に関しては、先ほど申し上げました7月に予定されている中間取りまとめ報告により、国、東京都の具体的な方針が示されるとの考え方から、今後の動向を注視するとともに他市との情報共有等を図ってまいりたいと考えております。

次に、現行での負担軽減の要望に対する考えであります。国民健康保険制度を適正に維持していくためには、被保険者の方から相応の御負担をいただくことが必要であると考えております。こうした中、平成26年度より低所得者の方に過度な負担とならないよう、保険税の5割及び2割軽減の拡充など負担軽減策を実施しております。現行における保険税の負担につきましては、被保険者の方から一定の御理解をいただいているものと考えております。

次に、生活保護基準の見直し等による影響と世帯数等の見通しについてであります。生活保護基準の見直

しや消費税改定など、国民の消費動向を総合的に勘案して、本年4月に生活保護基準の改定が行われたところ
であります。生活扶助基準の見直しにより、影響が及ぶと考えられている就学援助等の諸制度につきましては、
国よりできる限り影響が及ばないよう対応することとされております。世帯数、人数の見直しにつきましては、
世帯ごとの年齢、世帯人数、対象者で異なりますが、全ての保護世帯で変更が生じております。

次に、生活保護受給世帯への対策についてであります。本年4月の消費税改定などを受けて、国は国民の
消費動向を総合的に勘案して、生活保護基準の2.9%増の改定を行ったところであります。これらの改定とと
もに、本年1月には生活保護法の改正により、被保護者は収入や支出、その他生計の状況を適切に把握するこ
とが求められていることから、市ではきめ細かい家計管理などの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度への影響についてであります。生活保護世帯であります
要保護者につきましては、影響は出ておりません。また市の単独事業の対象世帯であります準要保護者につ
きましても、現在、今後の認定作業を進めておりますが、生活扶助基準の見直しによる影響はないと認識して
おります。なお、支給額における消費税率改定の影響につきましては、保護者負担の大きい給食費及び修学旅行
費は実費額を支給しており、影響はないと認識しております。その他の支給費目につきましては、国の基準単
価額の引き上げに合わせて増額を行っております。今後も見直しに伴う対象者及び影響の推移を見守りながら、
適切に対応してまいります。

次に、ごみが放置されたままの建物や土地対策の現状についてであります。市内の現状につきましては、
空き家となりごみが放置されたままの建物や土地についての調査は行っておりません。樹木等の繁茂や家屋等
が崩れそうで危険な箇所、案件につきましては、市民の方からの通報により把握しているところであります。

次に、市などの対応についてであります。空き家の対応につきましては、市民の方から通報等により、適
宜、樹木等の繁茂がある場合は現地確認を行い、できる範囲で土地所有者へ防犯、防災の観点から適正管理を
お願いしております。また対処方法としては、所有者の依頼と費用負担により、樹木等の繁茂の処理を市から
業者へ依頼する方法もございます。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番(森田真一君) それでは、再質問をさせていただきます。大変お疲れのこととは思いますが、いまし
ばらくおつき合いいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず大項目1の国保の広域化及び国保税の負担軽減ということなのですが、平成25年度6月になりましたの
で、国保税の収納率の見通しも一定出てきているのかと思っておりますので、まずこのあたりから教えていただければ
と思います。

○納税課長(中山 仁君) ただいまの平成25年度の収納率という形でお話のほう伺いましたが、大変申しわけ
ございませんが、まだ集計作業をしてるということで、出せないという状況でございます。ただ、直近という
ことで申しわけありませんが、平成25年度の3月末時点の収納率ということでお話しさせていただきたいと思
います。

まず現年収納率につきましては88.1%、滞納繰越分収納率につきまして27.3%、合計収納率につきまして
72.7%という形でございます。

以上でございます。

○1番(森田真一君) 今のところは大体、前年水準ぐらいで推移をされてるのかなというふうに思います。こ

の医療費、含めてということにもなるかもしれませんが、保険料の負担で市民が大変悩まれているということが、ここ最近、随分伺う機会が多くなっております。

私、この場で3件ぐらいちょっと、なるだけプライバシーに触れない範囲でお話しさせていただこうかと思うんですが、例えば私がお会いしました都営団地にお住まいのAさん、60代の男性の方、御家族と御一緒に住んでいて、最近まで運転手をされていたんですが、病気になって退職をして、退職をすると医療費の負担が大変重いと。実はこの方、躁鬱病もお持ちなんですけれども、今躁鬱には大変よく効く薬があるんですが、この薬が非常に高くて、月9,000円ぐらいはするとか、たしかおっしゃってたと思うんですが、この負担が重くて服薬をお医者さんに頼んで中止をしたら重症化をしまして、心の病というか、そういう病ですので、ちょっと近隣ともトラブルを起こしてしまうような状況もあって、非常に困っているということなんです。奥様がパートで近くのスーパーにお勤めしてるんですが、奥様が生計を支えなければいけないから、フルタイムで働いているんですが、奥様もオーバーワークになって今、血圧が上がって共倒れをしそうだ、こういうことで御相談がありました。

Bさん、この方も都営団地の方ですが、60代男性、やはり御家族でお住まいなんです、生来、病弱で就労も非常に不安定であったため年金も非常に少ない方です。この方の場合、もともと病弱でことがあって、複数、御病氣をお持ちなんです、一つ一つの病気では補助制度がなくて、ただ複数の病気、同時に治療しなければいけないので、非常に金銭的な負担が大きく、最近の病状では年金に倍する医療費の負担をしなければいけない。ここでもやはり近所のスーパーに奥さん、お勤めされながら支えてるという厳しい状況を目の当たりにした次第です。

3つ目は、Cさんですね、この方も、やはり都営団地にお住まいなんです、50代の女性、御家族と一緒に住んでるんですが、あいにくいろいろ事情がありまして離婚調停中で、御自身がフルタイムで都内に出て働いていると。ところが、そういった家庭の事情もあって保険料が支払えず、短期証も受け取っていないと。大変恐ろしいことに子宮から出血してるような状態でありながら、保険証がなくて通院ができず、痛みをこらえて仕事に出ているんだが、ちょっとにっちもさっちもいかないということで御家族から相談があったと。

どれをとっても本当に深刻な状況だと。都営団地だから、どうしても低所得の方が多いですから集中してってことはあるんでしょうが、これが市民の——特に低所得の方の生活の一断面であるというふうに、これらのお話を聞いて思いました。これに限らないんですが、同様のお話を何度も聞く機会がありました。

私ども、西川議員からもちょっと紹介させていただきましたけども、3市で行った、共産党の市民アンケートで545通の回答を市民からいただいたんですが、この中で医療、介護等でお困りのことを答えた、答えをいただいたのが、重複回答になるんですが、510件中239件という圧倒的な数で、保険料の高さと滞納して困っているというそういうお悩みの答えがありました。こういった状況で広域化が実施された場合、東大和の保険料は今よりも高騰するのではないかというふうに言われることがしばしばあるんですが、今のところ細かいものは出てないということなんです、見込みとしてはどういう傾向にあるのかということがもしわかれば、教えていただきたいと思います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 国民健康保険制度の広域化につきましては、平成29年度を目途に広域化する方向で、現在、厚生労働省、それから地方三団体との間で議論が進められております。こうした状況の中で、具体的な保険税の増減につきましては、現在お答えできない状況であります。

以上でございます。

○1番(森田真一君) 昨年の6月だったと思うんですけども、政府の社会保障制度改革国民会議では、都道府県単位の広域化後も保険料の徴収や保険料率の設定を市町村ごとに行う仕組みで残しながら、費用の増大を抑える取り組みを自治体に促すということで合意したっていうふうにされていたんですが、1年たってみると今聞こえてくるのは、徴収業務だけが残りそうで、高騰した保険料徴収に一層、市の窓口は追われるんじゃないかという、こういう話も識者からは聞かれるところでありまして。一体どこまで、これ引き上がっていくということになるのかなというところは、とても心配されています。ここは直近の正確に決まったものはないわけですが、この間、国が広域化の下準備ということもあるんでしょうけど、各地域間での保険料の差がどのように今なっているのかっていうことをデータを出して報告をしています。私が参考にしてるのは、東京都の国保連で発行してます「東京の国保」、これは市の保険年金課の窓口の前に冊子が置いてありますけども、この26年3月号でも紹介されました厚生労働省の平成23年度市町村国保地域差分析の結果をもとにして、応能割、応益割の水準を23区や東京都の平均、また全国の平均まで引き上げた場合の保険料の増減の試算をしてみました。

ここで指標とされますのは、この資料の中で標準化指数って言われてるんですけども、全国の保険料の応益割、応能割の平均をそれぞれ1として、全国平均の所得のものが各市で幾らの保険料、賦課されるのかということを経済化したものを使って計算しています。これ単純な割り算なんで、書いてあることの割り算なんで計算しますと、23区並みにすると36.4%の増、それから東京都の平均にすると27.5%の増、全国の平均にすると55.5%の増ということで、自治体ごとに所得差があることから、負担軽減のために必要だった自治体独自の繰入金も、広域化によりこれまでどおり繰入れられなくなると、このように高額な保険料になるということがわかりました。

市の国保加入者のたしか36%ってなったと思いますが、36%を占める旧ただし書き所得ゼロの方、つまり応益割額のみ賦課されてる世帯で、同じようにこの数字を当てはめてみますと、23区並みにすると41.7%の増、東京都の平均にすると30.3%の増、全国の平均にすると56.3%の増と、ちょっと気の遠くなるような大変な保険料の水準になるということが、この国の資料からはわかるところであります。

負担率の変化や、高齢化などの影響で、実施市にはさらに収納率にも影響があらわれると考えられるんですが、そういったところではどういう動向になるというふうにご考えられますでしょうか。

○納税課長(中山 仁君) 国民健康保険制度の広域化に伴う国民健康保険料の変化による収納率への影響については、現状では把握できておりません。ただ税の公平性の観点から、納税相談等の徴収努力は引き続き行いまして収納率向上には努めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○1番(森田真一君) これも精神論だけだというわけにはなかなかいきませんので、あくまでも厚労省のデータに基づいて考えてみたいと思うんですが、負担率の変化によって納付率がどういうふうに変化するということも、今御紹介しました市町村国保料地域差分析の1人当たりの旧ただし書き所得に対して、ここでは各自治体の平均的な所得の方が各自治体に所属したときに、課せられるであろう保険料の額ですね、標準化保険料算定額って言うてるんですけども、これとの比をとって、どういう分布になるかということが計算ができません。これはもともなってますのは、「東京の国保」の25年7月に紹介されてます平成23年度の国保料(税)収納率確定値との関係で比較したのですが、これで見ますと全都では保険料の負担率と現年度分の保険料の収納率とは、中程度の強さで逆相関を示すことが統計的にわかりましたので、これで見ても、算定式に当

てはめてみますと、負担率が上がると収納率は下がって、これも23区、東京都、全国と申しますが、23区並みにすれば3.74%の納付率の減、東京都の平均にすると2.71%の減、全国の平均にすると5.04%の減と下落を招くということが推測をされます。

既に東大和市では、25年度に国保税の見直し、平均13%の引き上げをされておりますので、具体的な数値については現在とは、今申し上げたこととは若干の数値の差はありますが、基本的に保険料が上がっていくと、賦課されてる人はどんどん払えなくなっていくという、この構造自体は変わるものではありません。

そこで伺いますが、市独自の低所得者対策として、国保税条例の24条の1に公私の扶助を受ける者ということに該当される方が、この市独自の減免を受けられると規定をされているんですが、これの適用した減免はまだどの程度あるのかということも教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 東大和市国民健康保険税条例第24条第1項、こちらを適用しまして、過去3年間において国民健康保険税を減免した方につきましては、平成23年度に2件ございました。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今ベンチから、いきなり公私の扶助なんて言ってもわからないから、ちょっと趣旨を明らかにしたほうがよいのではないかと、皆さんの関係ではいいのではないかとということがありましたので、ちょっとこちらから言わせていただきたいと思います。

市税条例でもそうなんですけども、例えばここで私、ちょっと1個、2個でいいますと、生活保護の各種扶助ですとか就学援助ですとか、保育所の入所世帯とか老人医療や児童手当、福祉年金手当などの受給世帯については、公の扶助をされているということに当たり、国保税なども含めた減免が自治体の判断でできる。また公私の私のほうですが、例えばおじなどから援助を受けてるような方についても、そのことを示せば税の減免の対象になると。これは1980年の国会質問で、当時の自治省の税務局長さんが、こういうふうにお答えになってるんですけども、こういうことが国保税条例の中で、この東大和でも決まってるということでもよろしいでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御紹介いただきました公私の扶助に関してですけども、まあ市におきましては、公の扶助という部分に当たるかと思えますけれども、こちらを特に何か規定で定めてると、例えばどういったものがその公の扶助に当たるかという定めたものは実はございません。減免の適用につきましては、別に定める東大和市国民健康保険税減免取扱基準、こちらによりまして申請者の収入状況、そういったものを勘案しまして判断させていただいていると、そういうところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） では、東大和の場合は、今のところはだまかに公私の扶助で減免が可能であるということと定めておいて、あと国保の事例が出てきたときに、そういうことを踏まえて総合的に判断して、必要があればその減免を適用すると、そういうようなことでよろしいわけですね。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 今おっしゃっていただいたとおりでして、実際には減免申請者から申請書をお受けしまして、その中で担当者がいろいろ収入状況等、お話を聞かせていただいた中で、一定のその基準の中に定められた別表の表等に定めまして、それに基づいて判断をさせていただいているということでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） この公私の扶助というのを定めているところが、減免の対象になると定めている自治体、結構探してみるとあちこち、ホームページだけでも随分わかって、一般的にはこういうものは広く普及してる

んだなということはわかったんですけども、じゃ具体的に公の扶助というのは何という話になると、余りはっきりした定めが明示されていないような自治体も少なからずありまして、ここでは非常にグラデーションがあって、例えば生活保護相当や就学援助を受けてるところしか認めませんという自治体もあれば、これから紹介したいと思ってるのは、北九州市なんかが例なんですけども、この公の扶助について、どういう助成をもらってる、どういう手当をもらってる方が該当するかというのを、かなり広くというか明確にしてる自治体もあるんです。

資料を先にお渡ししていますので、そちらから北九州の例でどういう手当とか、もらってる人は該当するのかっていうのを御紹介していただけますでしょうか。

いいですか、こっちでやっていいですか。済みません。じゃ、済みません、ずっとしゃべってばかりで申しわけないんですけど。こちらで紹介させていただきます。

北九州の場合は、約20項目、該当するんですけども、例えば心身障害者関係ですと9項目、重度心身障害者医療助成、障害年金・遺族年金等の非課税年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済制度による年金、身体障害者福祉法に基づく補装具の交付、障害程度が1・2級に限ると。知的障害者福祉法16条の規定に基づく知的障害者の支援施設への入所措置の費用支弁、精神保健及び精神障害者福祉に関する法29条の規定に基づいた入院措置の費用支弁。それから母子家庭では4項目ありまして、ひとり親家庭の医療費助成、遺族年金・母子年金等の非課税年金、児童扶養手当、災害遺児手当。年長者の場合は老人福祉法の11条の規定に基づいた養護老人ホームまたは特養ホームへの入所措置の費用支弁を受けている方、老齢年金で1911年までに生まれた方で支給対象者の方と。それから今は少ないと思うんですけども戦傷病者、3項目で、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護、戦傷病者特別援護法に基づく援護、原爆被弾者に対する援護に関する法律に基づく医療の給付と。その他は2つで、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づく補助、結核予防法29条の規定に基づく命令入所患者の医療と。ちょっと長くなりましたけども、これぐらい幅広くとって対象の方を明確にしながら、可能な限り負担を軽減していくと、こういうようなことがされているわけです。

私は個々の状況を見ていただきながら、まずどうやって計算していこうかって知恵働かせていくことは大事なことだとは思うんですけども、こういう制度に当てはまってる方というのが、そういう減免を受けられるんですよというアナウンスができるということだけでも非常に大きいことだと思うんですね。ここに書いてあることとは別に、他の自治体では、例えば公営住宅に入居されてる方なんかも、公の扶助を受けてるという考え方で、この対象にされてる場合もありまして、もし仮に東大和の中でそういうことが実現可能であれば、私さっき団地にお住まいで困ってる方、3件、紹介しましたが、こういう方の救済が進むんじゃないかなというふうに思われるわけでありまして。

続けますが、こういう減免規定の明確化ということが必要なんじゃないかと私は思うんですが、それについてはいかがか、御見解いただければと思います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま公の扶助の点につきまして、何点か御紹介をいただいたと思うんですけども、先ほども一旦答弁させていただきました減免の基準が、正確には東大和市国民健康保険税減免取扱基準、こちらに適用させまして、それぞれの個々の生活の状況というのは詳細に把握することになっております。その減免取扱基準の条文を一部、御紹介申し上げますと、第2条におきまして、条例、これは国税条例ですが、条例第24条第1項に規定する保険税の減税は、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものの活用を

図ったにもかかわらず、生活困窮等に当該年度分の保険税が納付できないと認められる場合に行うと。こういった規定もございますので、こちらに照らし合わせて、さらに別表で定めて、いろいろ計算なんか当てはめまして、個々の被保険者の方の生活状況に応じた対応をさせていただいているというところで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

午後 4時 1分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） 先ほどのお答えからしますと、私も住民の方の納税相談のときなんかでも、その場で教えていただきましたけども、最低生活費の計算をして、そこを照らしてどういう納付計画を立てられるかみたいなことしながら救済するというようなことを、現実にはやっていたいただきましたんで、そこは的確にされていらっしゃるんだと思います。

それで今、北九州を一つの例にして制度を説明しましたが、個々の状況あるかもしれませんが、基本的にはちょっとその最低生活費の基準を少し超えたところが対象になってるものというふうに、こちらでは認識しています。先ほど23年度、2件、独自減免も対象になったというお話を聞きましたけれども、率直に言ってなかなか納付困難だっって訴えてらっしゃる方の数と、この独自減免使った数というのが、母数がちょっとよくわからないですけども、2件というのは随分少ないなという印象を受けました。このところで、ぜひ拡充をしていただきたいということを要望をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと話題を変えますが、保険税が、いずれにせよ非常に高い水準にあるということは、これは揺るがない事実でありますので、保険税が決定される重要な要素としては医療費の支出ということが挙げられます。これいかにして減らしていくかということが、各自治体でも工夫が試みられておりますし、この議会でも他の議員の方々から、例えばレセプトデータの活用ですとか糖尿病の重症化予防など、市の独自の医療費の削減の取り組みについても触れられたところであります。ただ現状としては、高齢化率の上昇に伴って1人当たりの医療費も上昇しているというのが現状であります。

後期高齢者で言いますが、2010年度から2012年度までの3年間の間に、1人当たりの後期高齢者の医療費は全都の平均で80万2,538円から82万7,297円と約2万5,000円上昇しているそうです。そういった中で、5年前から後期高齢者の医療費の一部負担金の無料化を行っている日の出町では、同じ3年間の間に、それまで66万5,141円であったものが63万4,013円と3万1,000円も減らしました。町の1人当たりの窓口負担の助成額も、2010年度からの5万2,351円から、今年度、26年度は4万6,650円まで減るだろうと、町は見込んでいと伝えられております。

町の担当者のお話によりますと、無料化に係る予算も全体の1%で済み、この制度発足の当初は心配をしていた医療費の高騰も実際には起きなかった。このほかに、例えば里山ウオーキングですとか、60歳以上の方のバス代の無料化で通院をしやすくすることですとか、がん医療費の助成や18歳までの子供の医療費無料化など、この町ではさまざまな施策で病気を長引かせないようにしたことが、町民の健康づくりの意識を向上させ、早期発見、早期治療の効果が確実にあらわれ、1人当たりの医療費が今下がり続けているということなんです。

医療にかかりやすい環境を整えるということが、ともすると医療費がもっとふえちゃうんじゃないかという心配を実際するわけですが、ところがこの5年間の社会実験と言ってもいいでしょうか、これをやってみたら、その結果は、後期高齢者ではこの医療費がかえって少なくなったと、こういう結果が出たということでありまして。後期高齢者に限らず前期高齢者でも、このことは十分想定されるわけでありまして。国保でも前期高齢者の医療費が支出の多くを占めてるわけですから、この経験を大いに学ぶ必要があるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 御質問の日の出町の後期高齢者の一部負担金の無料化ということでは、私ども承知しているところでございます。今御説明ありましたけれども、これはさまざまな健康増進施策を同時に実施してるということも相まって、健康づくりの意識の向上ということが図られた結果、こうした医療費の低下といえますかね、下がったというふうに認識しております。当市、ここから学ぶことということを考えたときに、さまざま学ぶことはあると思いますけれども、当市におきましては先ほど御質問者もおっしゃいましたとおり、糖尿病重症化予防の保健事業を他市に先駆けてやっておりますけれども、従前よりそのほかに特定健診の受診率の向上というようなことに努めているところでございます。そうした中で、まあこれらを通じて医療費の削減に努めていきたいというふうに思っております。

一方、その医療費の無料化というようなことになると、これは世代間の負担の公平というような観点から、やはり高齢者の方にも、それ相応の負担をいただくということが必要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） やっぱりどうしても、この5年前の日の出町の無料化のときもそうでしたが、例えばたまたま突出した財源がそのときにできたから、それが可能だったんじゃないかとか、いろいろその当ても意見はありましたけども、とにかくやってみたら結果的にはお得だったと、こういうような話でありますので、そういう意味でいうと素直に、こういったものも検討の材料に上げるということは、あるべきなのかなというふうに思います。

この財源論をめぐっては、私はちょっとこれ文句をつけるわけではないんですけども、非常にひっかかりを覚えるのが、市役所のホームページの中で国民健康保険の説明をしているページがあるんですが、市のホームページの説明で、こういうふうになってます。「国民健康保険は、被保険者の皆さんがお金（保険税）を出し合い、医療費補助に充てる助け合いの制度です。」として、保険者と、つまり市役所と被保険者、住民の方、それから保険医さん、それから支払い機関の国保連の4者が当事者として、それぞれ矢印を引っ張って、サービスとお金の関係を示した絵が描かれています。

これはごらんになられた方も随分多いと思うんですが、私は今のお答えの話に引き合わせてこのことを言わせていただくと、このイラストつきの市のホームページの説明は誤りがあると思ってるんです。旧憲法下の相互扶助の考え方であれば、確かにこの図は成り立つんですけども、国保は国保法で社会保障制度だと明確に規定をされてるわけでありまして。ですから国や都道府県、また企業健保組合なども負担者としてかかわってるわけでありまして、このイラストへ出てこないプレーヤーがどういうふうな負担関係にあるのかということとは非常に大きいわけですよ。もう端的に言うと、半分以上は国や東京都の公費負担が入ってくるわけですから。あたかもこの図だけで素直に読んでしまえば、やっぱり何か負担、何か制度を付加すると、それのはね返りで市民負担がふえていく、税負担がふえていくというふうな関係になるのかなというふうに、こういうふうに考

えてしまうのではないかと思います。

私は、このホームページの説明は、非常に重要な点で不正確な記述をしていると思いますので、本当は直すべきだと思います。いかがでしょう。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御指摘のありましたホームページの説明は、国民健康保険制度の意義と仕組みの説明の部分であると思われませんが、このページにつきましては、被保険者の方々に、保険税をきちんと納めていただくことで、国民健康保険制度が成り立っているということを御理解いただくために、イラストを用いてわかりやすく、内容を簡略化してあらわしたものでございますので、その点、御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○1番（森田真一君） 多分そういうお答えになると思いました。わかりやすくした。払ってもらうためには、やっぱりわかりやすく伝わらないといけないという思いから、多分こういう書き方されてるということは、書くほうからするとなるほどというふうに思うところですが、ただわかりやすいということと正しいということはまた別の問題でありますから、正しく制度を理解してもらって、制度の維持に協力してもらってことは、私は本当に大事なことだということで、このことを一言、言わせていただこうと思いました。

これについては、これだけにします。

この7日ですが、総務省は市町村民税課税状況というものを発表して、2012年度に全国で国保税の減額となった世帯が885万世帯、加入世帯の43.7%を超え、過去最多になったということを明らかにしました。ニュースでもごらんになられた方、たくさんいらっしゃると思いますが、背景には非正規雇用者の増加などが挙げられております。国保負担の削減の肩がわりを、自治体が繰入金という形で負担せざるを得ないのは、高齢者や非正規労働者が社会保険から排除されて、国保に加入をするという制度の構造上の問題であります。広域化は、今度はそのツケを低所得者が多く占める加入者に押しつけようとするものです。国保負担をかつての水準に戻すように働きかけなければ、納付率と、さらなる国保税値上げのスパイラルに陥る危険があり、財政的には第2の国民年金のように、また医療を受ける権利を奪い、生死の問題に直結をしていくのではないのでしょうか。

先月、全国に1,700の医療機関を組織している全日本民医連の調査でわかったことですが、平成25年度、この加盟機関1,700事業所からの報告を集約したところ、相談者や受診者のうち、経済的な理由で死亡に至った事例が56件あったとされています。このうちの46%が無保険、ほとんどが無保険なんですけど、また資格証しか持っていないと、こういう方だったそうです。このうち無保険の方の78%は、保険料が高くて払えなかったという経緯でそうなったんだという、これが医療の現場からの訴えであります。広域化が進められようとしている今だからこそ、自治体が制度を改善をして立て直しをし、国保負担をかつての水準に戻すように働きかけることが、今必要ではないかというふうに私は思うんですが、この点は市長会との関係もありますので、市長にお答えいただいたほうがよろしいでしょうか。お願いします。

○市民部長（関田守男君） この広域化につきましては、先ほど市長からも御答弁いただきましたけども、厚労省と全国知事会等で議論が進んでいるところでございます。一方、今の御指摘の国保負担を充足するというような御指摘でございますけども、市におきましては市町村の負担の軽減というところで、市長会等を通じまして国に適宜要望しているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 市長会では、ぜひ市長からも、この国保負担、東京都の負担もあるかしのりですけど

も、国保負担の水準の引き上げについては、強く求めていただくようお願いをいたしまして、この項目は締めさせていただきます。

それでは、続きまして扶助費・就学援助に対する生活保護基準引き下げ、消費税増税の影響について質問させていただきます。

消費税率の引き上げや生活保護基準の引き下げが実施されたことで、家庭の可処分所得に大きく影響が出るのではないかと、子供の貧困が話題になって久しいですが、経済的な影響が子供の発育や教育環境にまで及ばぬように、絶えず配慮する必要があると考え、これまでも同様の質問をさせていただいておりますが、今回も同じような質問をさせていただくこととなります。

昨夜のニュース、ごらんになられた方もあるかと思うんですが、96%の自治体で就学援助の利用に支障が生じないように対策をとった。一方で、まだ4%の自治体では対応がされていなかったということが報じられました。先ほど市長からもお答えをいただいて、ちょっと重複してしまうんですが、先ほどの就学援助についての改善のところを、ちょっともう一回教えていただきたいと思うんですが。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 就学援助費の改善についてですが、まず消費税の引き上げにつきましては、税率の改正に伴う措置として、国のほうが予算単価等の引き上げをしておりますので、それに伴い市のほうでも当初予算のほうから合わせた金額にして、現在、支給作業を行っているところであります。

また生活扶助の見直しに伴う対応につきましては、申請時期による不利益ですとか手続等の混乱が、今後生じないように、年度途中でのそういった法改正にも対応できるように、基準の時点を見直すことで今回対応しております。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** ちょっと前にいってなぞるような感じになりますが、今回の生活扶助基準と就学援助の基準のお金の関係が、どういうふうに変わったかということ、ちょっと復習的に今申し上げてしましますが、生活扶助基準は生活福祉課からの資料でいただきましたとおり、1世帯月額970円の引き下げが行われました。就学援助基準は、この生活扶助基準をもとに、1倍から1.3倍までの間で基準をつくっていただいておりますので、掛け算すると、年間でいうと1万1,640円から1万5,532円、この就学援助の基準が下がったということですね。下がったこととなります。出していただいた資料では、実費のものについては現物で出していますから、ここは負担変わらないですし、現金でお渡ししているものについては約3%、補填をするような形で影響をなくしたということですから、あくまでもこの扶助の基準額については変わらないということなんですが、就学援助基準のこの1万1,000円から1万5,000円という数字は変わっても、お一人お一人について今まで受けられてたものが受けられなくなったとかいうのは変わらなかったのか、それとも総人数で、当然入れかえもありますので、総人数で基本的にはそういう激変みたいなことがなかったのかということ、ちょっと確認させていただいていいでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 基準単価の変更になりますので、一世帯、一世帯についての引き上げということになります。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** この就学援助の対象と今なっているのが、まず学校保健安全法による医療費、これは実費、それから卒業アルバムの記念文集については1万5,000円までの実費、それから移動教室の実費と修学旅行費の実費、これはいずれも生保の家庭が対象というふうになっておりますが、それから学校給食費の実費と、

まれに通学費ということは出てくるかもしれませんが、これは非常に少ないと思いますので、あとは新入学の学用品、現金でということと、その他通常の学用品等が、この今申し上げた科目が、今、東大和での対象ということになってるわけでありすけれども、文科省は2010年度から新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を補助対象に追加をしました。北海道では道の教育委員会が、市町村に就学援助事業の実施について依頼として、追加実施を促したと聞いているんですけども、東京や、また東大和市ではこの就学援助の科目での拡充ということについては、何か今のところお考えはあるんでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 東京都からの通知等は現在ございません。また4月に他市が取りまとめた資料によりますと、26市では当市を含めまして、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給してる市は現在ないと認識しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

ちょっと話題を変えさせていただこうかと思います。

私、3月議会の生活保護に関する質問させていただきまして、このときに生活保護世帯の高校生が、親の負担をわずかでも減らそうと思って得た幾ばくかのバイト代の収入申告が、たまたまおくれたということが、不正受給だ、犯罪だと、こういう扱いをされる78条返還の対象になるんだということは、少なくとも私の考えではちょっと納得しかねると、こういうようなお話もさせていただきながら、3月の時点では、現状では、国の制度だから、これはそういう取り扱いにならざるを得ない。現実にはいろいろちゃんと会議もやって、きちんとした対応はするけれどもという留保つきの話でありましたけれども、そういうようなことがあって、大変残念だなんて思っていました。

ところが、4月に入りましたら急遽制度が変わって、これが緩和されたというような話が出たんですけど、これについて通達等、来ていたら教えていただきたいんですが。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 今回、26年4月の実施要領の改正でございますけれども、今議員のほうから御指摘ありました法78条の取り扱いの変更ではございません。高校生のアルバイトの収入認定除外の取り扱いの変更でございます。

内容でございますけれども、高校生の就学中のアルバイト収入は、従来から必要な額を収入認定除外をしてございます。ただ、高校生の就労というのは、学業の支障がない範囲でやっていただくということの必要はあるんですけども、一方その就労の意味ですとか、社会性の向上だとかということと、将来の自立に意欲喚起ができるという側面もございます。まあ、そこで国は高校生のアルバイト収入について、高校卒業後の就労、あるいは早期の生活保護の脱却に充てられる経費ということであれば、収入認定除外をしようということの内容でございます。

該当する場合の要件でございますけれども、3点ほどございまして、1点目としては高校卒業後の就労あるいは早期の保護脱却について、本人の希望や意思が明らかであること、あるいは日常生活態度、あるいは学業に支障がないと、特に自立の効果があると認められると。第2点としては、当該経費の内容、金額が具体的になってること。その内容としては、就労に必要な技能習得ということで、例示としては自動車運転免許の費用であるとか技能習得の経費、あるいは就労資格に必要な専修学校、各種学校、大学の入学の経費で事前に必要な入学料等に限るという条件はございますけれど、こういうものが保護者から、具体的な自立更生計画が事前に出されているという場合に、その高校生のアルバイト収入については、収入として認定を除外しますとい

った内容でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） その3月のときの質問では、やはり例えば自動車教習所に通うお金というのは、就職のチャンスを広げるというような意味で、大事なんじゃないかというようなお話でしたが、非常に条件、厳しいんだということも聞いてましたので、そういう意味でいうと、高校生に限っていうと、やはり将来なるだけ保障できるような条件つくってこうというふうに国も動いたんだなということで、大変、私としては感謝をしているところであります。ありがとうございます。

子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供たちが健やかに育成される環境整備をするとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的に、ことしの1月17日に子どもの貧困対策の推進に関する法律というのが、施行されたというふうに私、ニュースで見ました。ここでは、この子どもの貧困対策の推進に関する法律というのは、どのようなことを定めて、どのようなことが今後具体化されていくのかってことが、わかりましたら教えていただきたいんですが。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 子どもの貧困対策の推進に関する法律についてでございます。

この法律では、子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子供が健やかに育つ環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策に関して基本理念を定めるとともに、国や地方公共団体の責務を明らかにして、子供の貧困対策を総合的に推進することとなっております。また、このために国は子どもの貧困対策に関する大綱を定めることとなっております。そして、地方公共団体では、基本理念にのっとりまして教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、子供の貧困対策に関し、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施することとなっております。現在は国におきまして、子どもの貧困対策に関する検討会が4回ほど開催されておりまして、大綱や今後のスケジュールが検討されているところでございます。このことから今後の動向につきまして、注視をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） もう今から5年ぐらい前になるかと思うんですけども、国は初めて貧困率調査を行い、子供の貧困率がその当時、15.7%、ひとり親等の世帯では50.8%というふうに発表していたようです。子どもの貧困対策の推進に関する法律では、2023年までにそれぞれこの率を10%未満、35%未満にするという目標を持ったんだというふうに伺っております。子供の貧困率の指標とされて、従来、考えられてきた就学援助の認定率、先ほどもお伺いしましたが、東大和市ではここ数年、大体17%付近を推移してきました。私は初めてそのことを知ったときに、質問では、これは高いと見たらいいのか、低いと見たらいいのかということであると、高どまりをしている状態なんじゃないかっていうふうにお答えになられたというふうに記憶してるんですけども、東大和もこの基準で見ますと、世間相場よりは少し貧困率、子供の貧困率はやっぱり高目に出たのかなというふうに考えております。

今後ということもあるんですが、就学援助の対象者が、昨月以降、生活保護基準の変更の影響で狭まらないようにということで、この就学援助を活用していきたいというふうに私は考えるんですけども、適用基準、先ほどはPTA会費ですとか、科目をふやすことはできないかということをお話しいたしましたが、例えば今後、経済的な状況が変わって、この生活保護基準が下がるだとか、もしくは物価が大変上昇するだとかいうよ

うなことが仮にあるとすれば、適用基準、今の1.3倍というふうになってるはずですけども、これも1.4倍だとか引き上げていくということも考えられるんじゃないかというふうに思うんですが、こういったものはそのときの経済状況等を見て、変更し得るものなのかどうかということもお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 現状では、今御紹介ございましたけれども、就学援助を受けていらっしゃる世帯、高どまりの傾向にあるのではないかというような分析は変わってございません。今後いろいろな外部の環境、影響を受けることもございますので、ただ就学援助に関しましては予算としても相当な金額にも現在なっております。そういう中で、限られた財源の中で、特に世帯に影響が大きいと考えられる給食費、修学旅行費、その他アルバムや記念文集ですとか医療費ですね、そういうものを実費支給をしております。今後、他市の状況ですとか、そういう市財政への影響、また今後考えられる保護者の負担など、いろんなものを総合的に判断して研究を進めたいと考えております。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** ぜひ、お願いしたいというふうに要望いたします。

少子化と言われて久しいですけども、この主要な理由の一つに、若年層の貧困化ってことが、やはりあるのではないかというふうに思います。先ほども申しました共産党の市民アンケート、545通の回答の中で、子育てに関する困り事ということでお答えになったのは416件中73件、複数回答ですけども、経済的に心配でこれ以上、子供をつくれないうという回答が、大変その回答が多かったんですね。今後、2040年には少子高齢化が極度に行き着いて、東京都心部のごく一部を除くと、人口動態が周辺都市ではもう若年女性人口が半減する極点社会になっていくんだということを、増田寛也さんなんかも、このところずっとおっしゃっておられるところなんです。

国立人口問題研究所のデータ、私も見てみたんですけども、東大和も、この予測では2040年までに40歳未満の人口は現在の7割になるだろうということを予測しています。こういったことから、ぜひ子供の貧困対策には力を入れていただきたいと思ったり、また繰り返しになりますけども、先ほど申しましたように、差し当たって手が打ちやすいと思われる就学援助等については、拡充、また基準の引き上げ等をしていただきたいということを要望しまして、この項目は終わらせていただきたいと思ったり。

では、次、まいります。

ごみが放置されたままの建物や土地の対策についてですが、これは戸外や、また屋内に大量のごみがため込まれ、臭気や害虫の発生、火災などが発生した際の避難経路を塞いでるといった、こういった事例から、市民から相談が寄せられるということは、私どもも幾つか経験いたしました。今、市のほうではこういった、先ほど市長は空き家について中心にお述べになられたんですが、この空き家ではないようなものも含めて、今こういったごみが放置されたままの建物や土地の扱いについて、どのようなふうにご認知をされているのかというふうにお伺いしたいと思います。

○**総務部参事（鈴木俊雄君）** 空き家等、ごみが放置されたままの建物や土地につきましての調査は行っておりませんので、現在認知件数につきましては把握してございません。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** 個別に御相談をいただくケースもあると思うんですが、寄せられる代表的な事例なんか幾つかありましたら、パターンとして教えていただければと思います。

○**総務部参事（鈴木俊雄君）** 代表的な事例等でございますが、空き家等の場合でございますが、ごみが放置さ

れたまま、建物や土地についての調査は行っておりませんということは先ほど申し上げましたが、適正な管理が行われていないような土地、家屋ですね、こちらのところにつきましては、樹木等が繁茂しておりますので、そこにごみが捨てられたりしております。またそのごみによりまして悪臭が発生したりとか、時には蜂のすみかになったりしているようなところもあるようでございます。一例でございますが、そのようなものがあります。

以上です。

○1番（森田真一君） 現状、人が住んでいるような物件で、こういった御相談みたいなことというのは、何か通報とかはないんでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市内、いろいろな場所ございますが、先日は狭山丘陵の中で、すみかとして使用したという事例もございますが、なかなかその空き家等、ごみ屋敷というか、そういう形の捨てられたような場合の家屋等につきましては、市のほうではなかなか発見することが容易なことではございませんので、市民の方からの通報によりまして現地調査をするというのが現状でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今のところは、そうすると外から見て、これ明らかに空き家だなと。そこにいろんなものが捨てられたり、積まれたりしてるという、目視である程度確認できるものについて対応なさっておられるということなんだろうと思います。

実際、市民の皆さんから割とよくくる御相談なんかですと、現に人が住んでいるのですが、イメージとしては団地で思っただけで結構ですけど、団地、アパートなんかで、人が明らかに住んで、そこに大量のごみの中に積まれたまま生活されてると。そういう状況だから、周辺に臭気が漏れたり、それから害虫が発生してたりだとか、またベランダなどの共有部分にまでそういったものが積み上がって、いざ火事が起きたときなんか、避難経路ですから、そこが避難できないじゃないかと、心配だと、こういうような感じで相談を寄せられるケース、複数あるんですね。

こういったものについては、この場合、今、鈴木課長が対応、防災課が対応されたりということなんですけど、こういったケースなんかは課の所管で対応できるのかどうかということなんですけど。

○総務部参事（鈴木俊雄君） ただいまのような事例の場合につきましては、市民から電話等をいただきますと、職員が出向きまして、家屋、土地の所有者がいらっしゃるかどうかという確認をしてるところでございますが、例えばそのような場合については不在の方もいらっしゃいます。不在の要因としては、御本人が体調を崩しまして入院されているとか、ひとり暮らしであったりとか、その処置ができない状況であったとか、さまざまな要因が考えられると思います。そういうような場合につきましても、市としましては建物や、やはり土地につきましても防犯、防災の観点から適正に管理をお願いしているところでございます。

お願いしてるということではありますが、対処方法も御説明もしてるところであります。所有者がいらっしゃればいいんですが、連絡がとれない場合につきましても、手を尽くしまして、御本人から依頼を受けたり、費用負担をしていただいたりとかいう場合につきましても、市のほうで業者さんへの委託をするとか、そういう方法もお伝えしておりますので、何らかの形で所有者の方に適正な管理をお願いしてるということでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 続きます。

済みません。先ほど「鈴木課長」なんて言っちゃったんですけど、参事、済みません、よろしくお願いします。

例えば私、幾つか経験した例で、こんなケースがありました。ちょっと5つほどさらっと申しますけども、まずAさん、この方、90代单身の方、夏場、熱中症で死亡されてるところを発見され、アパートをあけてみたら、うずたかく、もう背の高さまで積み上がったようなごみの中で暮らしていたということがわかった。ずっとこの方、民生委員のほうも拒否されて、非常に引きこもっていたようなケースです。

Bさん、20代の单身の方。この方は、もともと養護施設で暮らした、家の事情で暮らしていたんですが、なかなか生活習慣が身につけ切れなかったということで、アパート住まいしてただけでも、自立生活困難で、この方は生活福祉課のほうでもちょっとお世話になったんですけども、アパート生活、もう困難になって、生活寮のほうに処遇していただいたというようなケースもありました。これは私、直接このアパートを引き払わなきゃいけなかったもんですから、大量のごみが出ていたのも一緒に片づけ手伝うような羽目になってしまっていて、やっぱりこういうものなんだなんて思ったことが思い出されます。

Cさん、70代の御家族持ちの方は、お子さんのひきこもりで、自宅なんですけど、倒壊寸前の廃屋に居住していて、親戚が心配して声かけるんだけど、なかなかその改善に応じてくれないとか、Dさんは40代の家族持ちの方、近隣の通報で、においが激しいということで連絡をいただいたら、お子さんもいるんだけど、子供の着衣の汚れみたいなのも非常に散見されて、おかしいということで連絡があった。

それからEさんは、60代の单身の方、これは不幸にして統合失調症をずっと長患いされている方なんですけど、自分で日常の生活、家事ができないまま大量のごみが積み上がってしまったと、こういうケース。これも今、生活福祉課のほうで実は対応していただいているんですけども、こういうような、挙げればもう切りがないぐらい、いわゆる余りいい言葉じゃないとは思いますが、いわゆるごみ屋敷みたいな状態になっているという方が、意外と多くいるんです。

1つは、こういう家事のことだから、まず自分の責任でしょうっていうことは、つい思いがちなんですけど、しかしそうやって近隣の方から通報を受けて、いろいろ行って話、聞いてみたりとか事情を調べてみると、なかなかそうも言い切れないうちもありません、つまり危ないから何とかしなさいってことだけじゃなくて、その次に、じゃ一緒にこういうふうに解決しましょうっていう次の手を打っていかないと、なかなかその解決に結びつかないということがありました。

この5つ、私、申し上げたケースで、例えばこの間、市が一生懸命対応していただいたものに限って言いますけれども、小さいお子さんがいるんだけど、ごみ屋敷みたいになっていて、それでお子さんの着衣が汚れているような状況があるような場合だと、子ども家庭支援センターのほうに連絡をとって、お子さんがそういう状況なんで、ネグレクトの疑いがあるということで対応していただいたということがありました。これはその後、数カ月してからその後の事情を聞いてみたら、学校とも連絡をとって、見守りをしながら援助をしますというようなお話をいただいて、非常にほっとさせられたということがありました。どれぐらい解決したのかというのは、ちょっと後追いでないんですけども。

それから、60代の単身のEさん、統合失調症を患ってらっしゃる方なんかだと、近所の方たちがボランティアで、とりあえずヘルパーさんが入れる程度には片づけを1回やって、その上で自力でそういう家事ができるように援助をしていこうというような対応をしていただいて、私は本当にプロだなと思ったのは、ケースワーカーさん、御自宅にも何度も通い続けて、丁寧な助言をする中で、次第に本人も変化をしていって、自力で改

善ができるようになってきたってことを、ボランティアさんからも、つい最近、聞いたばかりです。私は待つことで、本来持っている力を引き出したというのは、本当に生活福祉課で頑張っていたいただいたなというふうに感謝をしております。このときに、1つ解決のヒントを窓口でいただいたのが、生活保護世帯に限って、今、都の法外事業で保護世帯の住環境改善事業というのを制度として持っているっていうことを御案内いただいたんですが、これはどういうものなのかというのを教えていただければと思うんですが。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今、御質問いただきました生活保護の制度の中の東京都の事業ということでございますけれども、この具体的なものといたしましては、地域の中で生活を行う、生活的な自立を促すための支援ということで、高齢者等の生活環境改善費というものがございます。これは居宅清掃費用というものでございます。対象となりますのは、生活保護受給中の高齢者の方、ほかの法律やほかの施策の援助対象者の方は除かせていただきます。これは生活保護法が基本的には他法、他施策優先ということのためでございます。御自分のお部屋を、生活が保てない状態で清掃や環境整理を必要とすると福祉事務所が認めた場合には、40万円を限度としてその費用を出すということが可能となっているものでございます。その費用を使って、お部屋をきれいにさせていただいて生活の自立を促すということで、生活環境も整えて、改めてきれいな中できちんとした生活を営んでいただくというものでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） みんながみんな生活保護の制度で、それ適用できるわけじゃないんで、万能薬とまでは言えないんですけども、こういった制度が、東京都はきちんと用意してるということが明らかになるだけでも、いわゆるごみ屋敷で隣の方で困ってらっしゃるような方とかは、どういうふうにしたら解決できるのかみたいなことの糸口の一つとしては、活用できるんじゃないかなということもありまして、今回のさせていただいた相談の中では、そういういい制度も御紹介いただいたんで、今回質問をさせていただいた次第です。

実は、この制度を使って一気に片づけちゃおうかみたいな話もあったそうなんですけども、御本人的には、ぜひ自分の力で頑張りたいみたいな話もあって、とりあえず今この制度は使わないで、自分で日常生活を維持するような、スキルをきちんと身につけながら周辺の支援で頑張ってるということでありました。

私は、実はこの方のうちの当座の掃除にもちょっと参加させてもらったんですが、確かに男の僕から見てもびっくりしちゃうような感じなんですけども、非常に気になったのは同じものを何度も何度も買って、半分ぐらい使っちゃ、また次のもの、同じものを買ってきてという、繰り返しのことをやられてたんですね。このところ認知症の関係の話も随分、皆さんから質問があったんですが、私はこれ考えてみると、こういうようなごみ屋敷的なものが起こる背景の一つには、こういった初期の認知症みたいなこともあって、そのことがなかなか周辺が気がつかないままに、いわゆる迷惑な人、防災上の意味ですが、危なっかしい人みたいな捉えられ方ですと時間が経過していると。実はそのことが少しわかってくると、もっと早い適切な人的な資源にもつなげて解決できるんじゃないかなというふうに思ったんですが、そういったところでは今まで御相談いただいた事例の中では、そういうのはまだ見張れないのでしょうか。そういう例もありましたでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員からさまざまな事例の御紹介いただきまして、私も最近は現場をもう完全に遠ざかっておりますけれども、昔、自分がずっと現場してたころは、やはりそういうような形で、周辺の住人の方からの通報とか、御相談というようなどころから初めて糸口を持って、まあ訪問してみたら、実際にはやはり認知症の初期の始まりだったとか、認知症だけでなくさまざまな御病気を持ってたりとか、孤立して生活をしてたりとか、さまざまな、お一人お一人それぞれのやはり違った生活の中で、そういったものが長年、ず

っとそういったいろいろな生活の中で、今そのごみ屋敷になって、そういう現象が起こってるというようなところが多々ございました。

ということで、やはり周りの住民の方の気づきですね、それは今、私どもが大きな和というようなこともやらせていただいてまして、それは事業者さんに気づいていただくというものでございますけれども、その以前から社会福祉協議会のほうの見守り・声かけ活動などで地域の方々に見守っていただいたりいたしますので、そういった中からやはり気づいていただいて、ちょっとおかしいとか、少し心配だとかSOSというのを発していただければ、私どものほうで市と高齢者ほっと支援センターなり、その他の関係各課の相談援助に業務をしている者が伺ったりするなどして、その後の相談支援につなげていくというふうなことで、以前より現在もやっているとございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 私は、このケース、体験して思い出したことがあるんですが、ちょうど2000年に介護保険が始まって、まだそのころには全国には公的な公務員ヘルパーさんがついていらっしやって、公務員ヘルパーさんがどんどん民間に置きかえられていく中で、公務員ヘルパーだからこそ、こういった今みたいな困難事例に対応できるというような話を随分聞かされたことを思い出したんです。

今回は本当に行政の皆さん含めて頑張っていたいただいたもんで、民間のヘルパーさんをこれから、その方、お願いしようかななんて話もしてるんですが、そういったところで自治体、現場の皆さんが、そういった困って、困った人じゃなくて、困っている方にぜひ手を差し伸べて力をかしていただけるということ、引き続きやっていただけるということは、お願いしたいというふうに思います。

私の質問は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（尾崎信夫君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす11日から13日及び16日の4日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（尾崎信夫君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 4時54分 散会